

## 2023年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

### <要 旨>

2023年7月28日に「令和5年度普通交付税大綱」が閣議報告され、子ども・子育て支援の強化による児童福祉司等の増員や保健所等の恒常的な人員体制の強化など、公的部門における人への投資、岸田政権の目玉であるデジタル田園都市国家構想事業費の新設、エネルギー価格高騰にともなう公共施設の光熱費対策などが普通交付税算定に反映された。また、2023年度補正予算を受けて交付税法定率の上振れ分の再算定が行われ、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費を通じて追加交付されたほか、一部は翌年度の交付税財源として繰り越された。

全般的な算定結果では基準財政需要額の増加要因が多く、交付税配分にはプラスに寄与したが、地域デジタル社会推進費では新たにマイナンバーカード利活用特別分が算定され、都市部の需要に高く表れた。今後のデジタル社会の発展が、地方交付税による標準的行政水準の財源保障にどのような影響を与えるのか注視していく必要がある。

## はじめに

2023年7月28日に「令和5年度普通交付税大綱」が閣議報告された。今年度は地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）において、子ども・子育て支援の強化による児童福祉司等の増員や保健所等の恒常的な人員体制の強化など、公的部門における人への投資を充実、岸田政権の目玉であるデジタル田園都市国家構想事業費の新設、エネルギー価格高騰にともなう公共施設の光熱費対策などが盛り込まれ、普通交付税（以下「交付税」と呼ぶ）算定<sup>(1)</sup>に反映された。一方で算定式自体においては、昨年度のような測定単位の2020年国勢調査人口確定値の置き換え、寒冷地補正の級地見直し、2021年人事院勧告にもとづく期末手当減額調整（後述）の影響などがなかったため、技術的な面での変動要因は限定的であった。

また12月8日には11月10日に成立した2023年度補正予算にもとづき、交付税の再算定が行われた。再算定は交付税の法定原資である国税5税の当初見込みからの上振れ分を再交付するもので3年連続となった。

本稿では以上の動向を踏まえ、2023年度の交付税の当初算定結果を中心に概要と特徴について分析を交えて解説する<sup>(2)</sup>。

## 1. 2023年度交付税算定の特徴

### (1) 地財計画からみた今年度の特徴

まず、今年度の交付税算定の大枠となる2023年度地財計画の特徴について確認しておこう。

#### ◆ 地財計画の規模

今年度の地財計画（通常収支分）の規模は92兆350億円（前年度比伸び率1.6%

---

(1) 普通交付税は地方交付税総額の94%に相当する部分で、各自治体への交付額は国の算定式（道府県分と市町村分に分かれる）にもとづき、自治体ごとに地方税等でまかなうべき経費（基準財政需要額）と地方税等の見込み額の75%相当（基準財政収入額）を計算し、その差額をもとに決定される。なお、残り6%は特別交付税として災害復旧などの個別自治体の状況を踏まえて省令にもとづき交付される

(2) 文中の制度解説や各種金額に言及する箇所では、一部昨年度と同じ文章を用いている

以下カッコ内同じ)と2年連続で前年度を上回り、一般財源総額も65兆535億円(1.9%)と過去最高を更新した。財源不足は1兆9,900億円(△22.1% △はマイナス以下同じ)と実質的に財源不足が解消した1990年代初頭以来最小となった。財源不足の縮小にともない、国地方で財源補てんを折半する「折半ルール」が2年連続で解消されたため、新規の臨時財政対策債(以下「臨財債」と呼ぶ)<sup>(3)</sup>の発行は行われなかった。この結果、各自治体における交付税算定でも控除前と控除後の交付額の差は大幅に縮小している。

#### ◆ 主な歳出の特徴

主な地財計画の歳出項目をみると、給与関係経費が19兆9,053億円(△0.3%)と昨年を下回っているが、退職手当を除くと昨年度の12月の期末手当の減額調整からの復元などにより1.3%増加している。計画人員についても一般職員のほか保健所等の体制強化や児童虐待防止の観点から各種専門職の増員が図られ、単位費用<sup>(4)</sup>の算定基礎となる標準団体<sup>(5)</sup>にも反映された。

一般行政経費は42兆841億円(1.5%)と社会保障関係費の補助事業を中心に増加しており、単独事業の別枠で計上されている臨時的経費については、岸田内閣の政策を踏まえ新たに「デジタル田園都市国家構想事業費」1兆2,500億円を新設し、その内訳として「地方創生推進費」1兆円(前年度の「まち・ひと・しごと創生事業費」の改称)と「地域デジタル社会推進費」2,500億円を見積もった。基本的には前年度の別枠分を引き継いだものだが、後者についてはマイナンバーカード利活用事業として500億円を加算した。この他、地域社会再生事業費4,200億円は同額で存置された。また、公共施設の光熱費高騰を踏まえた経費の対応として、単独事業分に700億円を計上している。

投資的経費は11兆9,731億円(△0.0%)とほぼ前年度並みである。新たな項目と

- 
- (3) 2001年度より導入された仕組みで、普通交付税の一部を臨時財政対策債という地方債に振り替えるもので、各自治体の発行可能額を算出する算定式にもとづき確定して財源を確保する。借入にともなう元利償還金は、全額、基準財政需要額に算入されるため地方交付税の代替財源とみなされる
- (4) 基準財政需要額は経費ごとの一般財源充当単価である単位費用、各自治体の必要経費を反映する人口等の客観指標である測定単位、自治体間のさまざまな経費差を反映する補正係数の3つの要素を乗じて算定される
- (5) 単位費用を決定する際の基準となる自治体規模のことで、道府県分は人口170万人、面積6,500キロ㎡、市町村分は人口10万人、面積210キロ㎡などを標準団体として設定する。単位費用はこれらに要する単位当たりの一般財源充当経費を計算して決定する

しては従来の公共施設適正管理推進事業費の内訳であった「脱炭素化推進事業費」1,000億円を独立した項目とし、社会資本整備総合交付金では基幹事業として地域公共交通再構築事業を創設した。これらにともなう地方負担が補助事業に盛り込まれたことなどが特徴としてあげられる。

以上の大まかな地財計画の動向を踏まえた上で、今年度の交付税算定の特徴をみていこう。

## (2) 地財計画に対応した交付税算定の特徴

### ◆ 2021年度の期末手当減額調整分の復元

2021年度の人事院勧告による国家公務員の期末手当の減額調整が2022年6月に行われ、地方公務員給与についても同様の対応となったことから、これに合わせて2022年度の地財計画の給与関係経費で2021年度分の減額調整が反映され、交付税算定でも単位費用のマイナス要因となった。2023年度は通常ベースに戻した上で2022年度の人事院勧告にもとづく処遇が反映されている。なお、交付税算定の単位費用の基礎数値である期末勤勉手当については2022年度の4.3月から4.4月に引き上げられている。

### ◆ 地方公務員定年引き上げにともなう退職手当計上の平準化

国家公務員の段階的な定年引き上げを受けて、地方公務員についても2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げる。これを踏まえて地財計画では給与関係経費の隔年での変動を避けるため、2023年度と2024年度の退職手当見込み額を平準化して計上しており、2022年度に比べて給与関係経費の退職手当分が大幅に減少している。このため、交付税算定の単位費用に含まれる給与費でも同様の影響を受け、前年度を下回る項目が散見される。ただし、あくまで平準化による計算上の影響であり、給与費の財源保障が縮減されたわけではない。

### ◆ 保健所等の恒常的な人員体制強化（新規含む）

2022年12月2日に、いわゆる次の感染症危機に備えた感染症法等の一部改正等を踏まえて、地財計画において感染症対応業務に関わる保健師の約450名の増員、保健所および地方衛生研究所の職員の各150名の増員が盛り込まれた。交付税算定ではいずれも「衛生費」の単位費用に反映されている。

このうち地方衛生研究所は2023年10月現在で全国に85カ所（都道府県（独法含む）47、政令市・中核市33、特別区5）あり、従来、地域保健法の要綱にもとづき条例

による任意設置であったが、従来から交付税算定では道府県分の「衛生費」の単位費用において「衛生研究所費」という細目で算定されてきた<sup>(6)</sup>。こうしたなかで2023年4月1日施行の地域保健法改正により法定され、体制強化が求められるようになったことを踏まえ、交付税算定において道府県分の標準団体の人員数の充実ははかられた。

◆ 児童福祉司等の増員（継続）

2018年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において4年間で児童福祉司を約2,020名、児童心理司を約790名、それぞれ増員する目標が設定され、地財計画では所要額を2021年度に繰り上げ計上した。さらに2020年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、2024年度までに児童福祉司約1,060名、2026年度までに児童心理司約950名を追加増員する方針が示された。これを踏まえ地財計画でも所要額が段階的に計上されており、交付税算定でも道府県分の「社会福祉費」の標準団体人員数において拡充している。これについては単位費用の分析において解説する。

◆ 保育士等の処遇改善にともなう交付税算定の平年度化

岸田内閣は、2021年度の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として保育士等・幼稚園教諭、介護・障がい福祉職員、看護職員の処遇改善（収入の1～3%）を図ることとなり、2022年2月から9月までの分を国費で全額負担し、10月以降は通常の国地方の負担割合となるため、地方負担分については交付税算定に反映されている。2023年度は平年度化分が需要額に反映されている。

主な職種の処遇改善は以下の項目の単位費用に加算されている。

- ・看護職員：道府県分「衛生費」、市町村分「保健衛生費」
  - ・介護職員：道府県分・市町村分「高齢者保健福祉費」（65歳以上人口）
  - ・障がい者福祉職員等：道府県分・市町村分「社会福祉費」
  - ・保育士：道府県分・市町村分「社会福祉費」
  - ・幼稚園教諭：道府県分「その他の教育費」（人口）、市町村分「その他の教育費」（人口および幼稚園等の就学前子どもの数）
- \*（ ）内は測定単位

(6) 中核市については特別交付税で算定される。政令市については調査中

なお、介護職員、看護職員についてはいずれも介護・医療保険制度にもとづく報酬に反映されるため、交付税算定では主に都道府県または市町村の一般会計から各保険事業会計への繰出金に加算されているとみられる。

◆ 出産・子育て応援交付金の地方負担の算定

2022年度第2次補正で創設され、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援として10万円を給付する事業である。2023年度当初予算でも予算額を縮小した上で引き続き計上された。

同交付金の負担割合は国が2/3、都道府県1/6、市町村1/6となっており、補正予算の地方負担に対する財源保障としては、2022年12月に実施された交付税増額（再算定）分や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を想定している。

2023年度の地方負担については2023年9月分までを前年度の交付税増額分に対応し、10月分以降を道府県分では「衛生費」、市町村分では「保健衛生費」の単位費用にそれぞれ算入されている。

◆ デジタル田園都市国家構想事業費に対応した算定

地財計画の一般行政経費単独事業の別枠としてデジタル田園都市国家構想事業費が創設され、この内訳として従来の「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が「地方創生推進費」に改称され、「地域デジタル社会推進費」もマイナンバーカード利活用特別分500億円を増額し2,500億円が計上された。

交付税算定では地方創生推進費を「地域の元気創造事業費」「人口減少等特別対策事業費」で算定し、地域デジタル社会推進費（地財計画と同名）のマイナンバーカード利活用特別分については道府県分800億円、市町村分1,700億円を算定する。

◆ 公共施設の光熱費の高騰を踏まえた経費対応

近年の原油高と円安が重なることによるエネルギー価格の上昇にともない、自治体が有する公共施設の光熱費の高騰への対応として、一般行政経費単独事業に700億円が計上された。

交付税算定では包括算定経費（測定単位 人口）で一括算入されている。

(3) 交付税の算定方法における改定状況

次に測定単位や補正係数等の算定方法の改定の特徴についてみておこう。なお、昨年のような寒冷補正（積雪度）の見直しや測定単位である国調人口の確定値への置き

換えなどの注目すべき点はなく、毎年度改定されている要素にとどまる。

◆ 地方創生関連経費<sup>(7)</sup>の成果指標へのシフト（継続）

2015年度から地財計画で「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円が計上され、交付税では「地域の元気創造事業費」（3,900億円 100億円は特別交付税）と「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円）として算定されており、前述のように、今年度の地財計画で「地方創生推進費」に改称した上で、算定項目としては引き続き存置されている。

このうち「人口減少等特別対策事業費」については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（いわゆる「骨太方針」）において、「取組の必要度」から「取組の成果」へと需要額1,000億円分をシフトさせる方針が打ち出され、2020年度以降5年間で段階的にシフトさせている。2023年度はその4年目となり、道府県分、市町村分それぞれ70億円ずつ移行させている。

なお、引き続き「取組の成果」へのシフトにともなう条件不利地域に配慮した割増し算定が適用されており、財政力指数および過疎法や離島振興法などの特別措置法の適用状況に応じて、最大で1.2の係数が乗じられる。また、各成果指標の係数化に際しては政令市・中核市・施行時特例市（以下「中核市等」と呼ぶ）、都市、町村別に成果を比較することで規模別の差を調整している。

図表1は2020年度以降のシフトの状況である。2020～2023年度の4年間で道府県分が280億円、市町村分が520億円、合計で800億円と毎年度200億円のペースでシフトしている。

図表1 人口減少等特別対策事業費の算定のシフトの状況

		(億円)											
		2019年度算定		2020年度算定		2021年度算定		2022年度算定		2023年度算定		2020～2023年度増減	
		取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果
策等 事特 業別 費対 少	道府県分	1,330	670	1,260	740	1,190	810	1,120	880	1,050	950	-280	280
	市町村分	2,670	1,330	2,540	1,460	2,410	1,590	2,280	1,720	2,150	1,850	-520	520
	合計	4,000	2,000	3,800	2,200	3,600	2,400	3,400	2,600	3,200	2,800	-800	800

(資料) 総務省「普通交付税の算定方法の改正について」各年度より作成

(7) 本稿では地財計画のデジタル田園都市国家構想事業費のうち地方創生推進費に対応した交付税算定の項目である「地域の元気創造事業費」と「人口減少等特別対策事業費」を合わせて「地方創生関連経費」と呼び、両経費と「地域社会再生事業費」と「地域デジタル社会推進費」の4項目の総称を「地方創生等臨時的経費」と呼ぶことにする

◆ 測定単位の改定

昨年度のような2020年度国調人口の確定値への置き換えなどの見直しはなく、毎年度改定されている教育費関連における学校基本調査の数値、土木関連における道路橋りょう等の台帳数値の改定にとどまる。

## 2. 2023年度の普通交付税算定結果の概況

2023年度の普通交付税算定結果の概況についてみていこう。なお、本稿末尾の普通交付税大綱に関する資料もあわせて参照されたい。

### (1) 交付税総額

普通交付税総額は当初算定ベースで17兆2,594億円（1.7%）と、昨年度の伸び率（3.5%）にはいたらないものの5年連続で増加傾向が続いている。このうち道府県分は9兆2,089億円（1.1%）、市町村分は8兆506億円（2.3%）であった。臨財債の発行可能額は昨年度よりもさらに財源不足が縮小したことで減少し、9,946億円（△44.1%）と1兆円を割り込んだ。このうち道府県分は5,311億円（△44.3%）、市町村分は4,635億円（△43.9%）といずれもほぼ半減に近い減少幅となった。

臨財債の発行可能額は相当額を需要額から控除することで、交付税の一部を振り替えることになるため、交付税額と臨財債を合計した額が実質額となる。今年度の両者の合計をみると総額は18兆2,541億円（△2.6%）、道府県分は9兆7,400億円（△3.2%）、市町村分は8兆5,141億円（△2.1%）と財源不足の引き続きの縮小により減少している。

交付税の臨財債への振替率を実質的な交付税（普通交付税＋臨財債）に占める臨財債の割合で試算すると道府県分、市町村分とも約5.5%となり、昨年度の9.5%から大きく低下している。つまり、交付税の所要額に実際の交付税額がかなり近づきつつあるということがいえる。



## (2) 基準財政需要額（全団体）の状況<sup>(8)</sup>

図表2で財源不足団体と財源超過団体を合わせた需要額の算定結果の状況を見ると、道府県分が23兆8,220億円（2.6%）、市町村分が27兆3,636億円（2.5%）、臨財債控除前の需要額では道府県分が24兆3,532億円（0.8%）、市町村分が27兆8,270億円（1.1%）と控除前後とも前年度を上回っており、控除前が前年度を下回った2022年度とは異なる結果となっている。これにはいくつかの要因が重なっており、なかでも包括算定経費の高い伸び率や地域デジタル社会推進費の増額などが寄与している。

需要額的主要内訳をみると、道府県分、市町村分ともに公債費等を除き、ほぼ前年度並みあるいはこれを上回っている。

個別算定経費（地方創生等臨時的経費、公債費等除く）は道府県分が1.0%、市町村分が1.1%といずれも社会保障関係の需要項目の増加により伸びている。包括算定経費も道府県分が2.3%、市町村分が4.4%と例年にはない高い伸びとなっており、前章で述べた期末手当の減額調整復活や公共施設の光熱費高騰対策などが寄与している。地方創生等臨時的経費はマイナカード活用経費が算入された市町村分の地域デジタル社会推進費が41.5%と前年度を大きく上回っている。一方、需要額から控除される臨財債振替相当額は新規発行が見送られ発行額が大幅に縮小したことで40%台の減少率となっている。

この結果、臨財債の控除前後の需要額がいずれも前年度を上回ることとなった。

---

(8) 昨年度までは財源不足団体で主要内訳を解説してきたが、公表されている資料が今年度から全団体の表記に変更されているため、この資料にもとづいて記述する

図表 2 2023年度普通交付税算定結果総括表（全団体）

（単位：億円、％）

区 分	道 府 県 分			市 町 村 分			
	令和5年度 A	令和4年度 (当初) B	伸 率 A/B-1	令和5年度 C	令和4年度 (当初) D	伸 率 C/D-1	
基準財政需要額	個別算定経費 a (c～g 除き)	192,014	190,022	1.0	210,631	208,256	1.1
	包括算定経費 b	12,921	12,626	2.3	24,568	23,534	4.4
	地域の元気創造事業費 c	975	974	0.1	2,924	2,924	△ 0.0
	人口減少等特別対策事業費 d	1,999	2,000	△ 0.0	3,999	4,000	△ 0.0
	地域社会再生事業費 e	2,107	2,104	0.1	2,093	2,095	△ 0.1
	地域デジタル社会推進費 f	799	799	0.0	1,699	1,200	41.5
	公債費等 g	32,716	33,155	△ 1.3	32,357	33,120	△ 2.3
	小 計 (a+b+c+d+e+f+g) h	243,532	241,681	0.8	278,270	275,130	1.1
	臨時財政対策債振替相当額 i	5,311	9,543	△ 44.3	4,635	8,261	△ 43.9
	合 計 j (h-i)	238,220	232,137	2.6	273,636	266,869	2.5
基準財政収入額	150,775	144,322	4.5	207,033	200,486	3.3	

(注) 1 市町村分については、一般算定と合併算定替分を単純に合算したものである（a～f及び公債費は一本算定）。

2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない箇所がある。

(資料) 地方財務協会『地方財政』2023年9月号185ページより抜粋

### (3) 基準財政収入額（全団体）の状況

図表 2 の最下部に記載されている収入額についてみると、道府県分が15兆775億円（4.5％）、市町村分が20兆7,033億円（3.3％）と不交付団体の高い伸び率が寄与している。

収入額の状況の目安となる地財計画の税収見込み額で前年度を上回った税目を参照すると、道府県分では道府県民税所得割および法人税割、配当割、法人事業税、地方消費税、特別法人事業譲与税等。市町村分では市町村民税所得割および法人税割、固定資産税、都市計画税、法人事業税交付金、地方消費税交付金等が増加している。

#### (4) 不交付団体の状況

昨年度の73団体から77団体（都道府県は東京都）と微増にとどまっている。交付団体、不交付団体の分水嶺は収入額と臨財債控除後の需要額との差であるが、収入額の伸び以上に臨財債控除前後の需要額が増加した結果である。

なお、東京都の交付税算定は東京都と特別区の算定を合算するいわゆる都区合算方式をとっており、昨年度に引き続き東京都、特別区ともに財源超過となった。また、昨年度は調整率<sup>(9)</sup>をかけた結果、2団体が不交付団体となったが、今年度はこうした団体はなかった。

#### (5) 再算定の状況

12月8日に閣議報告された交付税再算定は総額5,436億円（道府県分2,938億円、市町村分2,498億円）で昨年度を若干上回った<sup>(10)</sup>。

**図表3**は過去2年間を含めた再算定結果の状況を整理したものである。再算定では需要額の項目に「臨時経済対策費」を設けて、人口を測定単位として一人当たり事業所数や一人当たり産業売上高などの指標で補正をかけて各自治体に配分する。算定式の詳細は不明だが、条件不利地域の割増し算定も加味される。補正に用いられる指標は年度ごとに一部見直されており、その理由は明らかではない。なお2023年度は出生率に代わり高齢者及び障がい者人口割合が用いられている。

一方、臨財債償還基金費は当初の国税5税が過少見積もりとなったことにより、本来であれば発行する必要がなかった臨財債の元利償還金に充当することを目的に配分するもので、2021年度と2023年度に創設されている。算定は各自治体の臨財債発行可能額の一定割合としており、2021年度は当該年度の発行可能額の27.4%、2023年度は過去に遡って2004年度から2023年度にわたる発行可能額の0.2%となっており、2024年度、2025年度の償還費に充当するものとしている。これらの基金費は、事実上臨財債元利償還金の前払いとなるので、各年度の公債費の需要額算定から除外されることになる。したがって、各自治体では臨財債の償還にあたり、基金と毎年度の交付税算

---

(9) 事前に地財計画で決定された交付税総額に対し、交付税算定結果による事後的な総額を突合せさせるため、各自治体の需要額に乗じる一定の割落率。小数点下数桁以下（2022年度は0.000450869）であるため、各自治体の交付税配分にはほとんど影響がないが、需要額と収入額が拮抗する自治体では不交付団体となる場合がある

(10) 過去2回の再算定額は2021年度1兆9,418億円、2022年度4,671億円である

入分の管理が必要となる。

なお、臨時経済対策費分は純粋な追加的一般財源であり、総務省事務連絡<sup>(11)</sup>によれば2023年度の給与改定の原資に活用することが想定されている。

図表3 再算定の状況

(億円)

		2021		2022		2023	
		道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分
	交付税追加額	11,072	8,346	2,326	2,346	2,938	2,498
参考(需要額ベースでみた追加額の内訳財源不足団体含む)	臨時経済対策費	2,114	2,156	2,269	2,362	1,191	1,246
	臨時財政対策債償還基金費	8,883	6,131			1,760	1,350
算定基準	臨時経済対策債	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たり各産業売上高</li> <li>人口増減率</li> <li>年少者人口比率</li> <li>人口密度</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たり各産業売上高</li> <li>一人当たり事業所数</li> <li>人口増減率</li> <li>年少者人口比率</li> <li>出生率</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たり各産業売上高</li> <li>一人当たり事業所数</li> <li>人口増減率</li> <li>年少者人口比率</li> <li>高齢者及び障がい者人口割合</li> </ul>	
	臨時財政対策債償還基金費	2021年度臨財債発行可能額の27.4%				2004年度から2023年度までの臨財債発行可能額の0.2%	

(資料) 「令和5年度普通交付税再算定大綱」および総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

### 3. 項目別の需要額の状況

#### (1) 概況

次に当初算定の需要額の増減要因について項目ごとにみていこう。

図表4-1・2は道府県分(東京都除く)と市町村分(交付、不交付団体計)の項目別需要額の結果を前年度と比較したものである。道府県分、市町村分とも厚生(労働)費を中心に伸びており、前年度と比べた減少項目数<sup>(12)</sup>でみると道府県分が17

(11) 2023年11月10日総務省自治財政局財政課

(12) 数値がマイナスでも伸び率では0.0%となる項目は含まない。また公債費も除く

(前年度23)、市町村分が19(前年度28)と減少している。主要な算定カテゴリである個別算定経費(公債費除く)の増加額は、道府県分が約1,648億円、市町村分が2,869億円であった。

減少項目のうち数百億円の減少幅となる項目は、道府県分では道路橋りょう費(道路の延長)、小学校費・中学校費・高等学校費(各教職員数)。市町村分では道路橋りょう費(道路の延長)にとどまる。

いずれも単位費用の減少によるもので、道路橋りょう費のうち道府県分は一般道路改築費の事業費増加にともなう国庫支出金の増加により一般財源所要額が減ったこと、市町村分は同事業費が減少したことが主な原因である。

各教育費関係(道府県分)では、小学校費については40人から35人への学級編成の段階的な見直しにより標準団体の事業費自体は前年度を上回っており、これに対する国庫支出金の控除額が増加したことにより、一般財源充当分が減少したことによる。中学校費は標準団体の職員数の減少など、高等学校費は職員数の見直しはないものの給与費が前年度を下回ったことが影響している。なお、市町村分は人件費負担がないためこうした減少はないものの、少子化の影響で児童・生徒数、学級数を測定単位とする項目では一部を除き減少傾向がみられる。

一方、増加項目で数百億円の増加幅となる項目は、道府県分では警察費、その他の教育費(人口)、社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口、75歳以上人口)、包括算定経費(人口)。市町村分では消防費、社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口、75歳以上人口)、地域振興費(人口)、地域デジタル社会推進費、包括算定経費(人口)である。

警察費は給与費を含む警察管理費や各種報償費などの人に係る経費の増加である。

その他の教育費(人口)は子ども・子育て支援費の幼児保育の無償化や職員の処遇改善等、総務調査費における専修学校補助、社会教育費の図書館費や博物館費等の増加である。

社会福祉費は、道府県分は児童福祉司、児童心理司等の標準団体における職員の増員が主な要因である。また、市町村分については保育士や障がい者福祉職員等の処遇改善をはじめ、社会福祉事業費、児童福祉費、障がい者福祉費等の一連の経費の増加である。

高齢者保健福祉費(65歳以上人口)は道府県分、市町村分とも介護保険費が増加しており、介護職員の処遇改善等が反映されているとみられる。また、高齢者保健福祉

図表4-1 項目別基準財政需要額（道府県分・東京都除く）

（億円）

項目		測定単位	2022	2023	増減	伸び率	
個別算定経費（公債費除く）	警察費		警察職員数	17,569	17,671	102	0.6%
	土木費	道路橋りょう費	道路の面積	2,587	2,629	42	1.6%
			道路の延長	4,725	4,565	-161	-3.4%
		河川費	河川の延長	845	892	47	5.5%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	311	313	2	0.6%
			外郭施設の延長	342	328	-14	-4.0%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	87	87	0	0.0%
			外郭施設の延長	181	171	-10	-5.5%
	その他の土木費	人口	1,026	1,059	33	3.3%	
	教育費	小学校費	教職員数	18,974	18,674	-300	-1.6%
		中学校費	教職員数	10,658	10,475	-183	-1.7%
		高等学校費	教職員数	11,348	11,232	-116	-1.0%
			生徒数	1,551	1,511	-40	-2.6%
		特別支援学校費	教職員数	4,939	4,955	15	0.3%
			学級数	669	669	0	0.0%
		その他の教育費	人口	3,600	3,723	123	3.4%
	厚生労働費	生活保護費	公立大学等学生数	1,085	1,084	-1	-0.1%
			私立大学等学生数	4,088	4,043	-44	-1.1%
		社会福祉費	人口	21,295	22,229	934	4.4%
		衛生費	人口	15,926	15,998	72	0.5%
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口	17,583	18,229	646	3.7%
	75歳以上人口		15,336	15,985	649	4.2%	
	労働費	人口	448	457	8	1.8%	
	産業経済費	農業行政費	農家数	2,770	2,720	-50	-1.8%
		林野行政費	公有以外の林野の面積	872	859	-13	-1.5%
			公有林野の面積	254	254	0	0.0%
		水産行政費	水産業者数	323	318	-5	-1.6%
	商工行政費	人口	2,060	2,067	8	0.4%	
	総務費	徴税費	世帯数	2,699	2,690	-9	-0.3%
		恩給費	恩給受給権者数	30	24	-6	-20.0%
地域振興費		人口	6,325	6,256	-70	-1.1%	
地域の元気創造事業費		人口	904	906	2	0.2%	
人口減少等特別対策事業費		人口	1,878	1,878	0	0.0%	
地域社会再生事業費	人口	2,071	2,073	2	0.1%		
地域デジタル社会推進費	人口	756	756	0	0.0%		
個別算定経費計（公債費除く）			177,025	178,673	1,648	0.9%	
公債費			31,839	31,523	-316	-1.0%	
包括算定経費			人口	8,789	9,100	311	3.5%
			面積	3,309	3,276	-33	-1.0%
包括算定経費計			12,098	12,376	278	2.3%	
合計（臨財債控除前）			220,961	222,572	1,611	0.7%	
臨財債（控除）			9,543	5,311	-4,232	-44.3%	
合計（控除後）			211,418	217,261	5,843	2.8%	

（資料） 総務省「地方交付税算定計数資料」令和4年度、令和5年度版より作成

（注） 網掛けは前年度を下回る数値（増減値が億円単位に表れないマイナス値はゼロと見なし伸び率も0.0%と表記している）

図表4-2 項目別基準財政需要額（市町村分・総額）一本算定

		項目	測定単位	2022	2023	増減	伸び率
個別算定経費（公債費除く）		消防費	人口	16,892	17,009	118	0.7%
	土木費	道路橋りょう費	道路の面積	5,487	5,543	56	1.0%
			道路の延長	3,896	3,708	-188	-4.8%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	148	148	0	0.0%
			外郭施設の延長	197	188	-9	-4.4%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	84	84	0	0.0%
			外郭施設の延長	95	89	-6	-6.6%
		都市計画費	都市計画区域における人口	1,739	1,725	-14	-0.8%
		公園費	人口	811	806	-6	-0.7%
	都市公園の面積		371	376	5	1.4%	
	下水道費	人口	6,627	6,641	14	0.2%	
	その他の土木費	人口	2,019	2,060	41	2.0%	
	教育費	小学校費	児童数	3,098	3,110	12	0.4%
			学級数	2,928	2,915	-13	-0.4%
			学校数	2,247	2,297	50	2.2%
		中学校費	生徒数	1,382	1,380	-2	-0.2%
			学級数	1,521	1,504	-17	-1.1%
		高等学校費	学校数	949	973	24	2.5%
			教職員数	719	712	-7	-0.9%
		その他の教育費	生徒数	125	124	-1	-1.0%
	人口		17,797	17,856	60	0.3%	
	厚生費	生活保護費	幼稚園の幼児数	965	906	-59	-6.1%
			市部人口	11,027	10,966	-61	-0.5%
		社会福祉費	人口	35,902	36,668	767	2.1%
		保健衛生費	人口	17,764	17,788	23	0.1%
			65歳以上人口	24,541	25,283	742	3.0%
	高齢者保健福祉費	75歳以上人口	14,779	15,408	629	4.3%	
	経産費	清掃費	人口	8,674	8,706	32	0.4%
		農業行政費	農家数	2,200	2,133	-66	-3.0%
		林野水産行政費	林業水産業の従業員数	1,304	1,301	-3	-0.2%
		商工行政費	人口	2,069	2,071	2	0.1%
	総務費	徴税费	世帯数	2,181	2,216	35	1.6%
			戸籍数	589	578	-10	-1.8%
戸籍住民基本台帳費		世帯数	1,112	1,103	-9	-0.8%	
		面積	998	1,005	7	0.7%	
地域振興費	人口	15,022	15,251	229	1.5%		
地域の元気創造事業費	人口	2,924	2,924	0	0.0%		
人口減少等特別対策事業費	人口	4,000	3,999	-1	0.0%		
地域社会再生事業費	人口	2,095	2,093	-2	-0.1%		
地域デジタル社会推進費	人口	1,200	1,699	499	41.5%		
個別算定経費計（公債費除く）				218,476	221,345	2,869	1.3%
公債費				33,121	32,336	-785	-2.4%
包括算定経費				20,610	21,655	1,046	5.1%
				2,924	2,913	-11	-0.4%
包括算定経費計				23,534	24,568	1,035	4.4%
合計（臨財債控除前）				275,131	278,249	3,119	1.1%
臨財債（控除）				8,262	4,635	-3,627	-43.9%
合計（控除後）				266,869	273,614	6,745	2.5%

（資料） 図表4-1と同じ

（注） 網掛けは前年度を下回る数値（増減値が億円単位に表れないマイナス値はゼロと見なし伸び率も0.0%と表記している）

費（75歳以上人口）については後期高齢者医療給付負担金等の増加である。

包括算定経費（人口）は道府県分、市町村分とも前年度期末手当減額調整分の復元や公共施設等の光熱費高騰分の対応が反映されている。

## （2） 公債費等<sup>(13)</sup>の状況

地方債の元利償還費の交付税算入状況をみてみよう。なお、主な元利償還費の交付税算入方法には、臨財債元利償還費のように個別項目として需要額に算入する「公債費方式」、各項目の補正係数で算定する「事業費補正方式」、単位費用の一部として算入する「標準事業費方式」があるが、本節では分析可能な前者2つの内訳をとりあげる。

図表5-1・2は過去10年間の公債費の内訳と事業費補正の需要額加算分の推移を表したものである。

総額でみると道府県分では2018年度、市町村分では2014年度をピークに減少傾向がみられる。このうちもっとも高い割合を占める臨財債償還費については、道府県分が前年度をわずかに上回っているがその伸びは鈍化しており、市町村については初めて前年度を下回った。近年は財源不足の縮小により臨財債の発行は大幅に縮小していることから、減少傾向は今後も続くとみられる。

こうしたなかで道府県分の「その他」に増加傾向がみられるが、その主な要因は災害復旧事業債の発行増によるもので、温暖化を背景に自然災害が年々拡大する状況が反映されているとみられる。

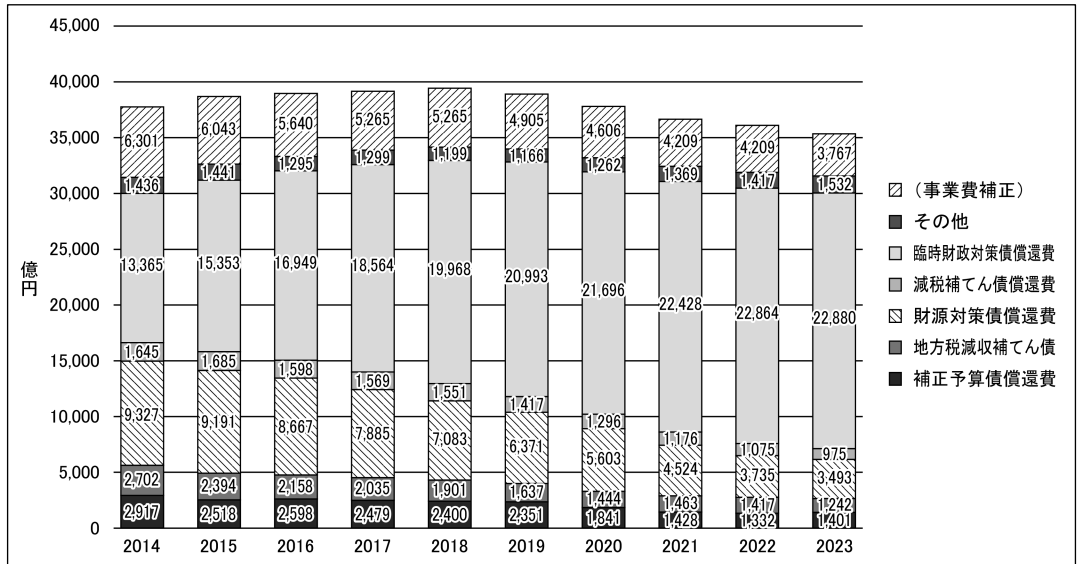
一方、市町村では引き続き過疎対策事業債償還費が増加傾向にある。政府予算とともに策定される地方債計画では、今年度も昨年を上回る金額となっており、近年の発行額の増加傾向が元利償還金に反映されている。

---

(13) 本節では事業費補正方式も分析対象としているため「等」としている

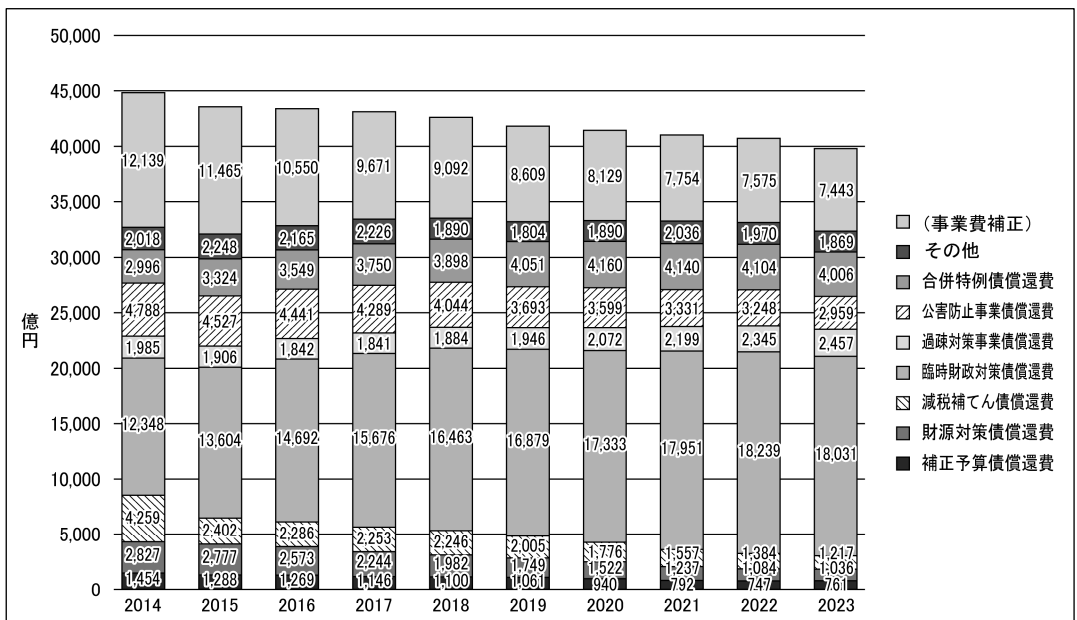


図表5-1 主な公債費項目の推移（道府県分・東京都除く）



(資料) 同上

図表5-2 主な公債費項目の推移（市町村分・総額 \* 事業費補正含む）



(資料) 同上

### (3) 包括算定経費の状況

包括算定経費は道府県分、市町村分ともに人口と面積を測定単位として算定され、前者は主に総務費関連、後者は道路橋りょう費等の個別算定経費で算定される土木費関連以外の建設事業費を算定している。文字通り包括的に算定するため、単位費用の基礎となる標準団体の一般財源充当経費は百万円単位で積算され、適用される補正係数も人口については段階補正<sup>(14)</sup>、面積については土地形態に応じた種別補正のみであり、単位費用の動向と補正係数の変化が需要額に直接表れる。

図表6-1・2は人口を測定単位とする項目の標準団体の経費総額を道府県分、市町村分についてみたものである。いずれも2022年度を上回っており、道府県分（東京都除く）が159億92百万円、市町村分が18億59百万円と前年度を上回った。

2015年度以降の中期的な動向を総額でみると2019年度までは減少傾向にあり、その後は2020年度、2021年度と増加し、2022年度は減少したものの2023年度は再び増加に転じている。これは2020年度の会計年度任用職員制度の導入やその他の経費の増額によるものであるとともに収入額の動向にも一定の影響を受けているとみられる。2022年度は既述のように期末手当減額調整分が反映されたことから急減したが、2023年度は同経費の復元や公共施設の光熱費高騰対策などにより前年度を上回った。

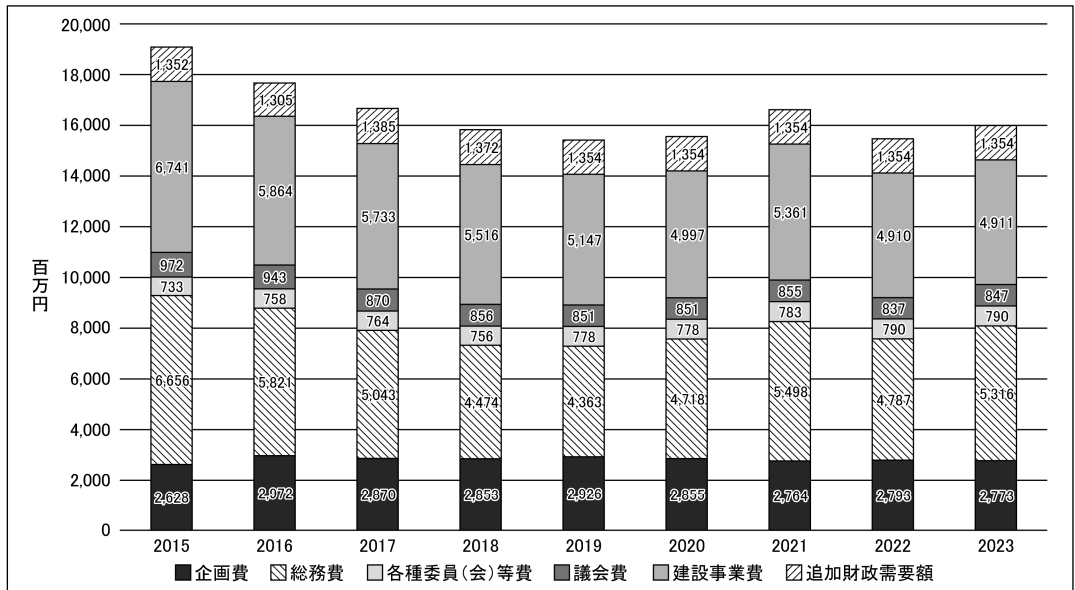
主要項目別に見ると道府県分、市町村分ともに総務費および建設事業費が増加しており、総務費の内訳では「総務費」および「その他経費」の伸びが目立っている。これらの経費の増加幅からみて期末手当の復元および公共施設の光熱費高騰対策が反映されていると推察される。一方、建設事業費について内訳で見ると「その他の建設事業費」が増加している。

以上のように2023年度の包括算定経費は前年度に比べて増加したものの、2021年度と比較すると下回った。今年度は地方税の増収見通しのもとで収入額が伸びており、これにより算定の技術的理由で包括算定経費が抑制されている影響も考えられる（詳しくは自治総研2021年12月号81～82ページを参照）。総合的にみて実質的には2021年度水準並みに算定されたと推察される。

---

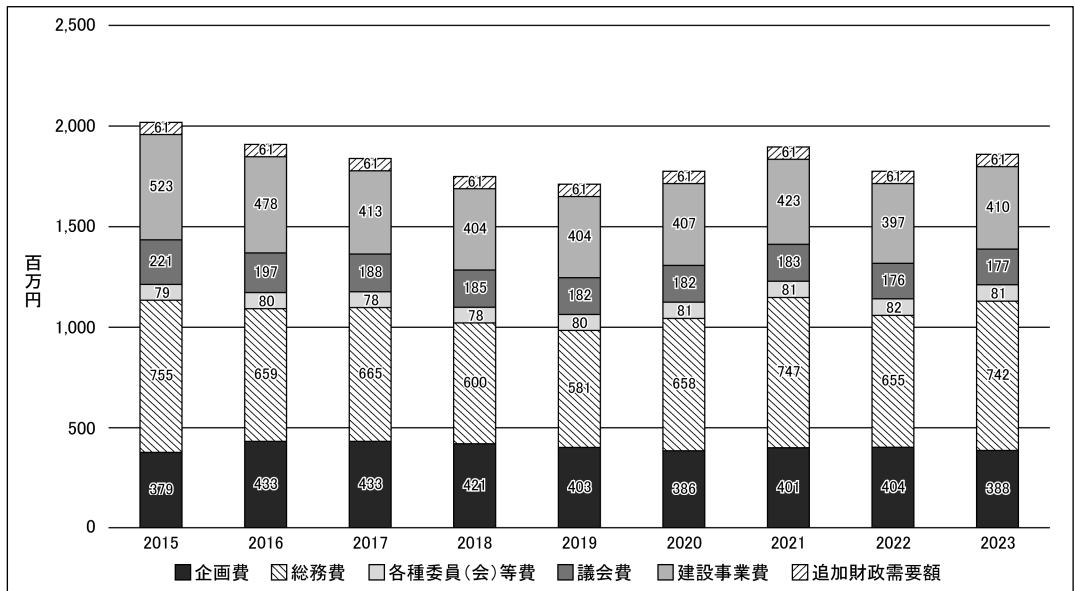
(14) 人口規模による経費差を補正するもので、人口規模が少ないほど行政コストが割高になるため係数が上昇する

図表 6-1 包括算定経費（道府県分・人口）の主な事業内訳の推移



(資料) 同上

図表 6-2 包括算定経費（市町村分・人口）の主な事業内訳の推移



(資料) 同上

#### (4) 地方創生等臨時的経費の状況（市町村分）

地方創生等臨時的経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費）の市町村団体別（特別区は都区合算の内特別区分）の需要額の算定結果をみてみよう。

図表7は地方創生関連経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費）、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費の算定結果を2020年度からの推移で整理したものである。上段は地方創生等臨時的経費の総額に占める各需要額の構成比、下段は個別算定経費（公債費を除く）に占める需要額の割合を表している。

##### ◆ 地域の元気創造事業費

地方創生関連経費のうち、地域の元気創造事業費は行革努力分（行革指標の改善度）と地域経済活性化分（産業生産力や就業率などの向上度）を補正係数として用いる算定である。団体別構成比の推移をみると都市部団体の割合が全般的に上昇する傾向がみられたが、2023年度は中核市等のみが0.4ポイント上昇し、これとは対照的に町村が0.3ポイント減少している。行革努力分、地域経済活性化分のいずれも比較的大都市部で数値が改善しやすいと仮定すれば、自治体数が多い中核市等の需要額が伸びた可能性が考えられる。ただし、下段の個別算定経費に占める割合ではほとんど変化が見られないことから、配分に明確な歪みが生じたとは言えない。

##### ◆ 人口減少等特別対策事業費

人口減少等特別対策事業費は既述のように地方創生の取組の必要度とその成果を補正係数として用いる算定で、現在、前者から後者への一部算定のシフトを行っている。団体別構成比の推移をみると一般市や町村で漸増傾向が続いており、2023年度も一般市で0.1ポイント、町村で0.9ポイント上昇している。また、個別算定経費に占める割合でも町村は前年度から0.1ポイント伸ばしている。これに対し、2023年度の特別区、政令市、中核市等はいずれも0.1ポイントから0.6ポイントの幅で減少している。

一般的には上記のシフトは条件不利地域を抱える町村などで不利に働くため、算定においては過疎法や離島振興法などの特例法が適用されている自治体については別途割増し係数がかかる。2023年度もこうした算定が反映され、シフトの影響はみられずむしろ上昇する結果となっている。これは個別算定経費に占める割合でみても同様で、一般市は前年度同水準、町村は0.1ポイント上昇している。

◆ 地域社会再生事業費

4年目を迎えた地域社会再生事業費は、人口減少社会の財政需要の観点から、小規模自治体の割増しとなる段階補正のほか、人口減少率や非人口集中地区人口比率の高さに応じて割増し補正を加えている。補正に用いる数値のほとんどが国調ベースであるため、今年度の変動要因はほとんどないが、非人口集中地区人口比率のみ改定されるため、その算定結果が需要額に影響している。

団体別構成比の推移では2020年度を除くとほぼ0.1ポイント程度の変化にとどまるが、2023年度は町村で0.3ポイント上昇しており、非人口集中地区人口比率の係数の影響によると推察される。

個別算定経費に占める割合では2023年度は変化がなく、算定としては安定的に推移している。

◆ 地域デジタル社会推進費

3年目となった地域デジタル社会推進費は、過去2年間では団体別構成比および個別算定経費に占める割合ともに変化がなかったが、2023年度は中核市等以上の都市圏自治体で割合が上昇しており、マイナンバーカード利活用としての増額分500億円が予想以上に需要額算定に影響を与えている。ただし、本表は財源不足団体（不交付団体）を含めた需要額での分析なので、交付税の配分への影響は数字ほどではないと推察される。個別算定経費に占める割合で見ると一般市や町村でも上昇しており、同推進費の増額により全体的な需要額の底上げが図られたとみることができる。

図表7 地方創生等臨時的経費の団体別の算定状況

		地方創生関連経費								地域社会再生事業費				地域デジタル社会推進費					
		地域の元気創造事業費				人口減少等特別対策事業費													
		2020	2021	2022	2023	2020	2021	2022	2023	2020	2021	2022	2023	2021	2022	2023			
団体別 構成比	特別区	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	3.0%	3.1%	3.0%	2.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	2.7%	2.6%	4.0%			
	政令市	8.2%	8.3%	8.5%	8.5%	9.6%	9.5%	9.2%	8.8%	5.3%	5.5%	5.6%	5.6%	7.6%	7.6%	11.6%			
	中核市等	17.4%	17.6%	17.5%	17.9%	14.2%	13.8%	13.4%	12.8%	11.7%	12.0%	12.1%	12.0%	12.2%	12.2%	15.1%			
	一般市	51.4%	51.3%	51.2%	51.2%	45.0%	45.0%	45.2%	45.3%	49.4%	49.2%	49.1%	49.0%	41.8%	42.0%	41.5%			
	町村	22.0%	21.7%	21.7%	21.4%	28.2%	28.6%	29.3%	30.2%	32.6%	32.3%	32.2%	32.5%	35.7%	35.6%	27.8%			
個別算定 経費に占める割合	特別区	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.5%	1.5%	1.5%	1.7%
	政令市	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	1.5%	1.5%	1.7%
	中核市等	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%	0.6%	3.5%	3.5%	3.7%
	一般市	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	0.6%	0.6%	0.8%	5.7%	5.7%	5.9%
	町村	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	4.5%	4.3%	4.5%	4.6%	2.7%	2.6%	2.6%	2.6%	1.6%	1.6%	1.8%	10.9%	11.1%	11.3%

(資料) 総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouhu.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html)

#### 4. 需要額の算定基礎の分析

次に需要額の算定基礎となる単位費用、測定単位、補正係数の動向についてみていこう。

##### (1) 単位費用の動向

###### ◆ 概況

図表8-1・2は公債費を除く項目別の単位費用と単位費用に含まれる給与費の前年度比較である。

単位費用の動向は図表4の需要額の増減とほぼ一致しており、道府県分、市町村分とも前年度を上回った項目が増えており、とりわけ社会保障関連の項目で高い伸び率となっている。なお、前年度を下回った項目数は道府県分では38項目中12項目（前年度28項目）、市町村分では42項目中11項目（前年度28項目）と大幅に減少し

た。

単位費用の給与費部分に注目すると前年度を下回る項目が多くみられる。これは給与費の基礎となる各種の統一単価のうち、退職手当が減少したことが主な要因であり、既述のように定年引き上げにともなう2年度分の退職手当見込みを平準化して算定した結果である。

このほか個別項目の主な減少項目に注目すると道府県分では港湾費（港湾・漁港 — 外郭施設の延長）がいずれも施設費の減少、教育費関連（小中学校費、高等学校費、特別支援学校費 — 教職員数）の一部は標準団体の教職員数の減少あるいは給与単価の引き下げなどによる影響と推察される。

市町村分では港湾費が道府県分と同様の要因により減少、小中学校費（学級数）は学級経費として算入されている事務職員（1名）の給与費の引き下げ、需用費等における教育情報化関係経費の減少によるもので、特に後者が影響している。なお、しばしば自治体による配備の不足が指摘される学校図書館図書や新聞経費については同水準が維持されている。

次に単位費用の算定基礎の見直しについてみていこう。

図表 8-1 単位費用の状況（公債費除く・道府県分）

(円)

費目	測定単位	単位費用			給与費の伸び率	
		2022	2023	単位費用伸び率		
警察費	警察職員数	8,440,000	8,489,000	0.6%	0.5%	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	135,000	136,000	0.7%	-0.2%
		道路の延長	1,950,000	1,928,000	-1.1%	
	河川費	河川の延長	184,000	185,000	0.5%	-0.1%
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	28,900	29,000	0.3%	-0.3%
		外郭施設の延長	5,460	5,310	-2.7%	
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,200	10,200	0.0%	-0.3%
		外郭施設の延長	5,050	4,830	-4.4%	
その他の土木費	人口	1,240	1,250	0.8%	-1.1%	
教育費	小学校費	教職員数	6,041,000	5,932,000	-1.8%	-1.9%
	中学校費	教職員数	5,943,000	5,847,000	-1.6%	-1.7%
	高等学校費	教職員数	6,666,000	6,659,000	-0.1%	-0.1%
		生徒数	59,300	59,800	0.8%	0.6%
	特別支援学校費	教職員数	5,597,000	5,536,000	-1.1%	-1.1%
		学級数	2,198,000	2,186,000	-0.5%	0.1%
	その他の教育費	人口	3,380	3,490	3.3%	-0.1%
公立大学等 学生数*1		211,000	213,000	0.9%		
私立学校等 生徒数*2		305,540	309,140	1.2%		
厚生労働費	生活保護費	町村部人口	9,440	9,430	-0.1%	1.7%
	社会福祉費	人口	19,700	20,500	4.1%	5.4%
	衛生費	人口	14,900	15,000	0.7%	1.5%
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	55,700	57,600	3.4%	-0.3%
		75歳以上人口	91,800	95,200	3.7%	
労働費	人口	427	435	1.9%	0.0%	
産業経済費	農業行政費	農家数	115,000	116,000	0.9%	-0.2%
	林野行政費	公有以外の 林野の面積	5,220	5,230	0.2%	-0.2%
		公有林野の面積	15,400	15,400	0.0%	-0.3%
	水産行政費	水産業者数	358,000	359,000	0.3%	-0.1%
	商工行政費	人口	2,010	2,020	0.5%	-0.2%
総務費	徴税費	世帯数	5,700	5,680	-0.4%	-0.1%
	恩給費	恩給受給権者数	854,000	828,000	-3.0%	
	地域振興費	人口	536	543	1.3%	0.0%
地域の元気創造事業費	人口	950	950	0.0%		
人口減少等特別対策事業費	人口	1,700	1,700	0.0%		
地域社会再生事業費	人口	1,950	1,950	0.0%		
地域デジタル社会推進費	人口	520	520	0.0%		
包括算定経費	人口	9,100	9,410	3.4%		
	面積	1,093,000	1,082,000	-1.0%		

(資料) 総務省「令和5年度地方交付税関係参考資料」より作成

(注) 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

(\*1) 高等専門学校及び大学の学生数

(\*2) 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数



図表 8-2 単位費用の状況（公債費除く・市町村分）

(円)

費目	測定単位	単位費用			給与費の 伸び率	
		2022	2023	単位費用 伸び率		
消 防 費	人口	11,500	11,600	0.9%	0.5%	
土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	71,300	71,400	0.1%	-1.0%
		道路の延長	190,000	189,000	-0.5%	
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	28,000	28,000	0.0%	-1.0%
		外郭施設の延長	5,460	5,310	-2.7%	
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,000	10,000	0.0%	-1.1%
		外郭施設の延長	3,550	3,400	-4.2%	
	都市計画費	計画区域人口	968	969	0.1%	-1.0%
	公園費	人口	528	530	0.4%	-0.8%
		都市公園の面積	37,000	37,300	0.8%	
	下水道費	人口	101	103	2.0%	
その他の土木費	人口	1,380	1,380	0.0%	-1.0%	
教 育 費	小学校費	児童数	45,000	45,800	1.8%	
		学級数	893,000	883,000	-1.1%	-1.0%
		学校数	11,573,000	11,929,000	3.1%	3.4%
	中学校費	生徒数	42,000	42,300	0.7%	
		学級数	1,113,000	1,101,000	-1.1%	-1.0%
	高等学校費	学校数	10,148,000	10,442,000	2.9%	3.0%
		教職員数	6,545,000	6,489,000	-0.9%	-0.9%
	その他の教育費	生徒数	75,700	76,200	0.7%	0.0%
人口		5,640	5,710	1.2%	-0.9%	
厚 生 費	生活保護費	幼稚園等就学前 子ども数*1	715,000	753,000	5.3%	
		市部人口	9,450	9,400	-0.5%	-0.9%
	社会福祉費	人口	27,700	28,300	2.2%	-0.9%
	保健衛生費	人口	8,310	8,330	0.2%	-1.0%
		65歳以上人口	69,800	71,700	2.7%	-1.0%
	高齢者保健福祉費	75歳以上人口	80,500	83,200	3.4%	
清掃費	人口	5,020	5,040	0.4%	-1.1%	
産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	90,500	90,500	0.0%	-1.0%
	林野水産行政費	林水産業従業者	471,000	471,000	0.0%	-1.0%
	商工行政費	人口	1,350	1,350	0.0%	-0.8%
総 務 費	徴税費	世帯数	4,150	4,220	1.7%	-0.6%
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,120	1,110	-0.9%	-1.1%
		世帯数	2,010	1,980	-1.5%	-1.3%
	地域振興費	人口	1,740	1,740	0.0%	-1.1%
面積		1,025,000	1,022,000	-0.3%	-1.0%	
地域の元気創造事業費	人口	2,530	2,530	0.0%		
人口減少等特別対策事業費	人口	3,400	3,400	0.0%		
地域社会再生事業費	人口	1,950	1,950	0.0%		
地域デジタル社会推進費	人口	760	760	0.0%		
包括算定経費	人口	17,700	18,600	5.1%		
	面積	2,210,000	2,203,000	-0.3%		

(資料) 図表 8-1 と同じ

(注) 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

(\*1) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前  
子どもの数

◆ 給与費の統一単価（一般職員分）

需要額の単位費用では標準団体における職員数とその構成を項目ごとに設定し、これに給与の統一単価を乗じて人件費を算定している。項目ごとの職員配置は部・課長、職員A（経験年数の長い給与費の高い職員）、職員B（経験年数の浅い給与費の低い職員）の4つの区分からなる。

図表9は一般職員分の職員給与単価の状況である。

道府県分、市町村分を通じて期末手当の減額調整の復元により、期末勤勉手当が大幅に伸びている。一方で退職手当は定年引き上げにともなう年度間での平準化により大幅に減少しており、後者の減少幅が大きい市町村分で単位費用へのマイナスの影響が顕著にみられる。

その他、本俸では道府県分が増加、市町村分が減少。時間外手当では道府県分の職員A・Bが増加、市町村分が同職位で減少、通勤手当は道府県分、市町村分ともに若干減少している。

以上のように2023年度は期末手当と退職手当の年度間調整が重なり、通常とは異なる動向となった。

図表9 職員の給与費単価（一般職員分）

		(円)												
		本俸	扶養手当	管理職手当 又は 時間外手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	退職手当	基金負担金	共済組合 負担金	通勤手当	住居手当	合計	給与単価 (千円)	
2022	道府県分	部長職	5,092,800	111,340	1,250,400	15,000	2,608,220	700,260	10,100	1,979,290	138,130	48,220	11,953,760	11,950
		課長職	4,558,900	111,340	872,400	12,800	1,862,910	626,840	8,290	1,679,690	138,130	48,220	9,919,420	9,920
		職員A	4,026,000	111,340	281,820		1,635,290	553,580	6,800	1,481,480	138,130	48,220	8,282,660	8,280
	市町村分	職員B	2,613,600	111,340	182,950		948,160	359,370	4,410	939,690	138,130	48,220	5,345,870	5,350
		部長職	4,647,600	102,900	986,400	12,800	1,895,180	704,580	9,530	1,650,640	66,880	33,780	10,110,290	10,110
		課長職	4,242,000	102,900	747,600	10,500	1,659,110	643,090	8,440	1,493,480	66,880	33,780	9,007,780	9,010
2023	道府県分	職員A	3,907,200	102,900	273,500		1,584,960	592,330	7,340	1,387,810	66,880	33,780	7,956,200	7,960
		職員B	2,532,000	102,900	177,240		916,640	383,850	4,710	881,280	66,880	33,780	5,099,280	5,100
		部長職	5,107,200	111,340	1,250,400	15,000	2,756,150	562,300	10,270	1,988,950	136,810	48,520	11,986,940	11,990
	市町村分	課長職	4,572,000	111,340	872,400	12,800	1,968,680	503,380	8,420	1,683,860	136,810	48,520	9,918,210	9,920
		職員A	4,038,000	111,340	282,660		1,713,900	444,580	6,900	1,482,400	136,810	48,520	8,265,110	8,270
		職員B	2,622,000	111,340	183,540		1,002,220	288,680	4,470	941,200	136,810	48,520	5,338,780	5,340
市町村分	部長職	4,641,600	102,900	986,400	12,800	1,994,940	531,930	9,640	1,655,000	66,240	34,000	10,035,450	10,040	
	課長職	4,236,000	102,900	747,600	10,500	1,746,250	485,450	8,540	1,496,650	66,240	34,000	8,934,130	8,930	
	職員A	3,902,400	102,900	273,170		1,654,620	447,220	7,420	1,388,750	66,240	34,000	7,876,720	7,880	
増減	道府県分	職員B	2,529,600	102,900	177,070		965,250	289,890	4,770	882,940	66,240	34,000	5,052,660	5,050
		部長職	14,400	0	0	0	147,930	-137,960	170	9,660	-1,320	300	33,180	40
		課長職	13,200	0	0	0	105,770	-123,460	130	4,170	-1,320	300	-1,210	0
	市町村分	職員A	12,000	0	840	0	78,610	-109,000	100	920	-1,320	300	-17,550	-10
		職員B	8,400	0	590	0	54,060	-70,690	60	1,510	-1,320	300	-7,090	-10
		部長職	-6,000	0	0	0	99,760	-172,650	110	4,360	-640	220	-74,840	-70
市町村分	課長職	-6,000	0	0	0	87,140	-157,640	100	3,170	-640	220	-73,650	-80	
	職員A	-4,800	0	-330	0	69,660	-145,110	80	940	-640	220	-79,980	-80	
	職員B	-2,400	0	-170	0	48,610	-93,960	60	1,660	-640	220	-46,620	-50	

(資料) 同上

◆ 単位費用の主な増減理由

本節では単位費用の給与費以外の主な増減の理由について図表10でみていこう。

・道府県分

前年度に引き続き、小学校費では小学校の35人学級への段階的移行にともなう標準団体職員数の増員、社会福祉費および衛生費における児童福祉司・児童心理司・感染症対応保健師の増員が反映されている。また今年度の新たな算定として保健所職員・地方衛生研究所職員の増員も反映された。

包括算定経費（人口）では既述のように公共施設の光熱費高騰対策が算入されている。

その他、昨年に引き続き特別交付税で算定されていた「地方創生の推進に要する経費」の一部を地域振興費の「地方創生のための取り組みに要する経費」に移行させており、単位費用の引き上げに寄与している。地方創生関連経費では2015年度に地財計画に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円のうち100億円が特別交付税で算定されている。今年度はこの一部を普通交付税の算定に移行させたことで臨時的な需要から経常的な需要へと転化したとみることができる。

なお、こうした特別交付税から普通交付税への移行は2021年度にもみられ、精神病床に対する運営助成に係る経費の衛生費（道府県分）への移行、中山間地域等直接支払いにおける地方負担に係る経費の一部の農業行政費（道府県分）への移行がある。

・市町村分

市町村分は一連の子育て支援施策の経費増が反映されており、厚生費関連を中心に単位費用の引き上げ要因となっている。

このほか、消防費における救急業務費職員数の増員、包括算定経費では公共施設の光熱費高騰対策の経費として道府県分と同様に加算されている。

図表10 単位費用の主な増減理由

		主 な 内 容
道 府 県 分	警察費（警察職員数）	手数料等の見直し
	小・中学校費（教職員数）	小学校費：標準団体職員数（教職員）の増員 中学校費：同減員
	特別支援学校費（教職員数）	標準団体職員数（教職員）の増員
	生活保護費（町村部人口）	扶助単価等の改定
	社会福祉費（人口）	「新たな児童虐待防止対策総合強化プラン」にもとづく標準団体職員数（児童福祉司・児童心理司）の増員、児童相談所の職員増員、保育士等処遇改善事業の平年度化分、児童虐待防止対策費・障害児入所給付費・障害者自立支援給付負担金・子どものための教育保育給付費負担金の各増加分
	衛生費（人口）	感染症対応業務に従事する保健師の増員、保健所及び地方衛生研究所の標準団体職員数の増員、出産・子育て応援交付金新設にともなう負担分
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	介護給付費負担金の増加
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療給付費負担金の増加
	地域振興費（人口）	特別交付税で算定されていた「地方創生の推進に要する経費」の一部移行
	包括算定経費（人口）	地方公共団体の施設の光熱費高騰対応による増加
市 町 村 分	消防費	救急業務費の職員数見直し
	小学校費（児童数）	2021年関連法改正による学級当たりの児童数見直し
	小・中学校費（学校数）	特別支援教育支援員の経費拡充
	その他の教育費（人口）	子どものための教育保育給付費負担金の増加
	その他の教育費（幼稚園等就学前子ども数）*1	子どものための教育保育給付費負担金の増加
	生活保護費（市部人口）	扶助単価等の改定
	社会福祉費（人口）	障害児入所給付費・障害者自立支援給付負担金・子どものための教育保育給付費負担金の各増加分
	保健衛生費（人口）	出産・子育て応援交付金新設にともなう負担分
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	介護給付費負担金の増加
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療給付費負担金の増加
徴税费（世帯数）	特別徴収税額通知の電子化に係る基幹税務システム改修等に要する経費、森林環境税課税開始に係る基幹税務システム改修等に要する経費	
包括算定経費（人口）	地方公共団体の施設の光熱費高騰対応による増加	

（資料） 『地方財政』2023年5月号および地方財務協会『令和5年度地方交付税制度解説（単位費用篇）』より作成

（\*1） 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

（注） 網掛けは標準団体の人員が拡充された項目

## （2） 測定単位の状況

今年度は国調人口の置き換えなどが無いため、毎年度改定される道路面積・距離などの土木費関連、学校基本調査による教育費関連、都市計画区域人口、戸籍などの数値の変動が主なものである。

土木費関連では道路、港湾、漁港、河川などに関する数値が概ね増加しているのに

対し、教育費関連では教職員、学級数、児童・生徒数などについては大都市では増加項目が散見されるものの、全般的には減少傾向にある。ただし、学級編成の見直しに関連する小学校費の学級数については町村以外で増加している。

### (3) 補正係数の状況<sup>(15)</sup> (市町村分)

#### ◆ 市町村分の補正係数（加算項目）の動向

通常、交付税算定では、需要項目ごとに各種補正を連乗加算（乗算と加算を組み合わせる）して最終補正係数を算出し、これを測定単位に乗じた上で補正後の測定単位と単位費用を掛けて需要額を算出している。連乗加算のうち加算分の補正係数は需要額の割増し効果を直接把握することができるため、関係資料では補正係数ごとに加算額が記載されている。この資料を用いて市町村分について近年の補正係数の動向をみてみよう。

図表11は、補正係数の需要額への加算額の状況を直近10年間でみたものである。主な傾向や特徴的な点は以下の通りである。

- ・ 事業費補正 : 公債費の交付税措置の一つである事業費補正は、道路橋りょう費等の土木費関連、小中学校費（学級数）などさまざまな項目に適用されている。過去の事業費補正の見直しや公共事業が抑制されてきたことを背景に減少傾向にあり、2023年度も前年度を下回った。
- ・ 態容補正（Ⅱ） : 都市化の程度や行政権能等の状況を反映する態容補正は、その他の教育費（人口）、社会福祉費、農業行政費、林野水産行政費に適用されている。

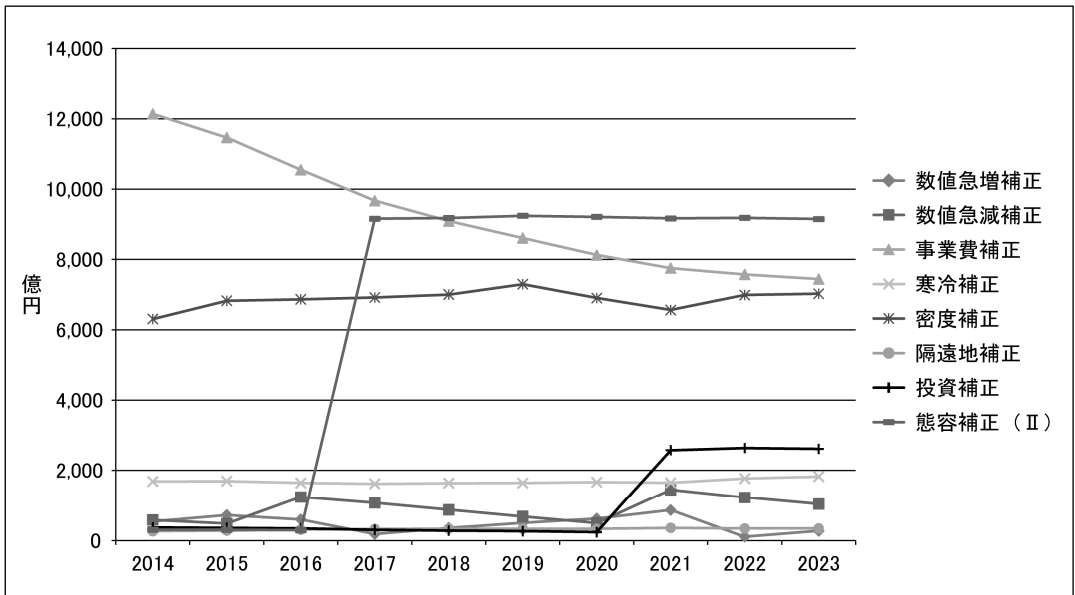
2017年度に義務教育教職員の給与負担等の権限が道府県から政令市に移譲されたため、その経費を「その他の教育費」で補正している。適用される項目自体が少ないため、その後は前年度並みで推移している。社会福祉費では児童福祉司の配置基準を虐待対応件数に応じて補正しており、2023年度は追加配置にともなう単価引き上げを反映している。

---

(15) 昨年の論稿では国調人口の改定前後だったため項目別の補正率を検証したが、今年度は平年度化しているため割愛した

- ・ 密度補正 : 人口や行政サービス利用者等の密度の違いによる費用の多寡を反映する密度補正は、消防費、下水道費、小中学校費等の教育費関連、社会福祉費等の保健衛生費などさまざまな項目に適用されており、実質的には事業費補正に次ぐ水準となっている。  
「その他の教育費」や「社会福祉費」では幼稚園、認定保育園、認定こども園等の自治体ごとの施設状況や入所状況、児童手当分や児童扶養手当の給付対象などを補正に反映している。最近では幼保無償化にともなう施設運営費の追加需要を算定しており、2023年度は各種運営費の単価を引き上げている。
- ・ 投資補正 : 社会資本インフラや公共施設の整備の必要性を補正する投資補正は、下水道費、その他の教育費、地域振興費（人口・面積）に適用されている。2021年度に下水道費とその他の教育費について加算項目となったため急増しているが、その後はほぼ横ばいである。
- ・ 数値急減補正 : 国調人口、学級・学校数、農林水産業の就業者数といった測定単位の更新にともなう需要額の変動を緩和する数値急減補正は、小中学校費（学級数・学校数）、農業行政費、林野水産業費、地域振興費（人口）に適用される。更新後の測定単位の割増し補正をかけて段階的に本来の水準に帰着させる。2021年度は国調人口の更新があったことから補正率が上昇しているが段階的に低下傾向にある。
- ・ 寒冷補正 : 寒冷や積雪の程度による行政経費の差を補正する寒冷補正は、道路橋りょう費、港湾費、小中学校費、生活保護費等のさまざまな項目に適用されている。2022年度は積雪度の級地の見直しが行われ、級地が下がる自治体の影響を緩和するために補正をかけており、若干増加傾向がみられる。

図表11 補正係数（加算項目）の需要額加算の推移



(資料) 前掲「計数資料」より作成

◆ 段階補正の上限値の動向

人口規模に応じた行政コストの多寡を補正する段階補正は、小規模自治体ほど割高なコストになるため、割増し補正がかかるようになっている。同補正は加算項目ではないため、需要額の増額効果を直接みることはできないが、需要項目によってその上限値が設定されており、これに注目することで各年度の割増し効果を推測することができる。

図表12は段階補正が適用されている市町村分の項目の上限値について、過去10年間の推移をみたものである。

前年度に比べて4項目で上限値を上回っている。2021年度のように財源不足が拡大し、交付税による財源保障の機能が高まる局面に、小規模自治体に対する補正を高める傾向がみられる。2022年度、2023年度は財源不足が縮小したことから、上限値の動向にばらつきが出たものとみられる。

図表12 段階補正の上限値の推移

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
消費費（人口）	2.100	2.095	2.110	2.120	2.120	2.105	2.115	2.735	2.890	3.045
その他の土木費（人口）	1.845	1.925	1.935	1.880	1.940	2.005	2.045	2.990	3.015	3.000
その他の教育費（人口）	2.250	2.210	2.205	2.190	2.210	2.205	2.130	2.145	2.110	2.090
社会福祉費（人口）	1.540	1.350	1.330	1.325	1.325	1.420	1.395	1.395	1.405	1.395
保健衛生費（人口）	2.960	2.865	2.875	2.860	2.895	2.880	2.900	2.960	3.035	3.010
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.744	1.734	1.702	1.651	1.718	1.685	1.657	1.635	1.586	1.601
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.860	2.860	2.860
商工行政費（人口）	2.645	2.660	2.740	2.830	2.715	2.710	2.705	3.565	3.535	3.555
徴税費（人口）	3.500	3.540	3.600	3.670	3.660	3.750	3.810	4.380	4.625	4.584
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.519	1.591	1.578	1.551	1.508	1.508	1.521	1.599	1.609	1.598
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	2.440	2.420	2.380	2.440	2.440	3.470	3.470	3.630	3.834	3.852
地方再生対策費（人口）										
地域の元気創造費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
人口減少等特別対策事業費（人口）		15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
地域社会再生事業費（人口）							10.000	10.000	10.000	10.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

（資料） 市町村の普通交付税算出資料より作成（かつこ内は測定単位）

（注） 網掛けは前年度の数値を上回った項目

## 5. 算定結果の分析 — 都道府県・市町村団体別

### （1） 都道府県の需要額の状況

道府県分の需要額の算定結果を都道府県別にみてみよう。

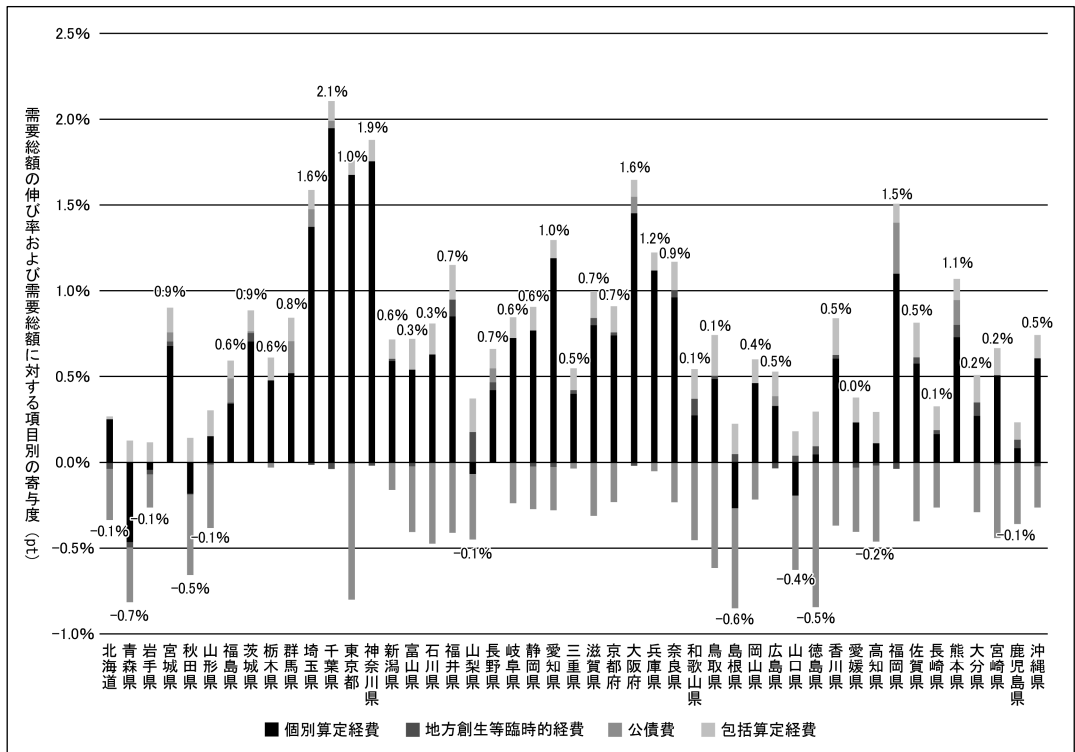
図表13は臨財債控除前の需要総額の伸び率を主要項目別に表したものである。図の見方はグラフ中の数値が需要総額の伸び率、棒グラフは需要総額の伸び率に対して各項目が何%寄与したかをポイント（以下「pt」と表記）で表したもので、各項目の合計が総額の伸び率となる。なお東京都の数値は都区合算のうち東京都分のみである。

まず、総額の伸び率をみると、個別算定経費や包括算定経費を中心にプラスの伸びとなるところが多く、保育士等の処遇改善などの効果が表れたと推察される。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、山梨県、島根県、山口県、徳島県、高知県、鹿児島県では前年度を下回っており、棒グラフで主要項目の寄与度をみると公債費の減少が主な要因であるが、県によっては個別算定経費や地方創生等臨時的経費が減少している。

都道府県ごとの公債費の減少の差については、各地方債の償還状況がそれぞれ異な



図表13 都道府県別（道府県分）の需要額（臨財債控除前）の伸び率および項目別寄与度



(資料) 前掲「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

るため一律の傾向は見いだせないが、全国緊急防災事業債関連や財源対策債、臨財債などの償還算入の減少はおおむね共通しており、過去、一定期間にわたり発行された地方債の元利償還が減少に転じていることが要因である。一方、算入が増加しているのは国土強靱化施策債である。これらにその他の要因があいまって都道府県間の伸び率の差が生じていると推察される。

個別算定経費が減少した青森県、岩手県、秋田県、山梨県、島根県、山口県に注目すると、教育費関連（小中学校費や高等学校費等）と地域振興費の減少が目立っている。前者については教職員数や生徒数（高等学校費）などの測定単位で減少率が比較的高く、単位費用の減少とあいまって減少幅が大きくなったとみられる。また、地域振興費については公共事業債や単独事業債等の元利償還金の減少によるものとみられる。

地方創生等臨時的経費の需要額への寄与度は、青森県、岩手県、埼玉県など25の都

道府県で前年度を下回ったものの、需要額全体にもたらす影響は限定的である。むしろ、プラスに寄与した県のなかでは山梨県、和歌山県、大分県などで比較的高いポイント数となっている。なお、道府県分についての詳細な算定資料がないため、これらの要因は不明である。

包括算定経費（人口）は公共施設等の光熱費対策が算入されたことなどから、いずれの都道府県においても前年度を上回っている。

## （2）市町村の需要額の状況

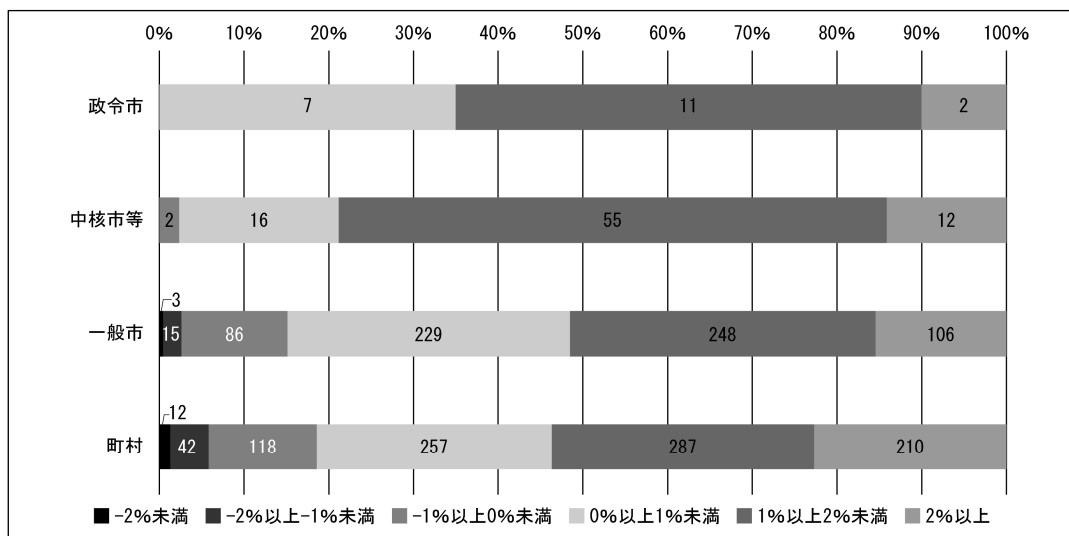
次に市町村の状況を交付団体、不交付団体（特別区分は除く）をあわせて団体別にみてみよう。

### ◆ 需要額の総額（臨財債控除前）

図表14-1は需要額（臨財債控除前）の伸び率の分布状況である。図中の数字は各伸び率に含まれる自治体数を表している。

全般に前年度を上回る自治体が多く、政令市および中核市等ではほぼすべての自治体で前年度を上回っており、約7割強が1%以上伸びている。これに対し、一般市および町村でも8割以上が前年を上回っているが、1%以上の伸び率は約5割程

図表14-1 需要総額（市町村分・臨財債控除前）の伸び率の団体別分布



（資料） 図表13と同じ

度にとどまっている。ただし、2%以上の自治体の割合は政令市や中核市等を上回っており、自治体間の伸び率にはばらつきがある。

増加の主な共通項目は、土木費の一部（道路橋りょう費（道路の面積）等）や教育費の一部（小中学校費（学校数））、厚生費の一部（高齢者保健福祉費（65歳以上人口・75歳以上人口）、清掃費）、地方創生等臨時的経費の一部（地域デジタル社会推進費）、包括算定経費（人口）などがあげられる。いずれも単位費用の引き上げによるものが多い。

以下では主要項目である個別算定経費、公債費、包括算定経費に注目し、需要額の伸びに対する各項目の寄与度を団体別にみていこう。

#### ◆ 個別算定経費（地方創生等臨時交付金除く）

個別算定経費は需要額全体の7割を占めるため、需要額全体の主要な決定要因となっている。

図表14-2は団体別の寄与度（pt）の分布を表したものである。前年度は多くの自治体でマイナス値の分布が多かったが、今年度は前年度を上回った自治体が多く、おおむね需要総額の伸び率と同様の傾向がみられる。

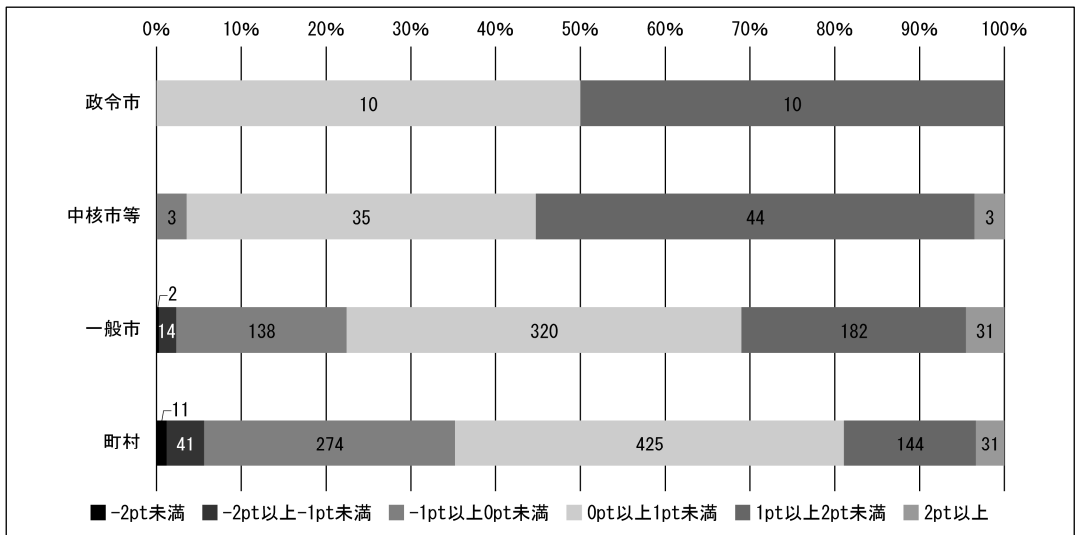
政令市、中核市等では0pt以上1pt未満、1pt以上2pt未満の寄与度が大半を占めており、全般的に前年度を上回ったことがわかる。一方、一般市や町村ではマイナスに寄与した自治体もあり、一般市で2割強、町村では35%程度に上る。

政令市や中核市等と一般市や町村の増減の差はさまざまな要因が関わっており、厳密には特定できないが、一般市や町村にマイナスに寄与した自治体数が多い項目をあげると、下水道費、社会福祉費、保健衛生費、林野水産業費、地域振興費などがあげられる。このなかで需要額に占める割合が高い項目は社会福祉費、保健衛生費、地域振興費（人口）などであり、都市部の自治体との差をもたらした要因の一つと考えられる。

#### ・社会福祉費

前年度を上回った自治体数の割合は政令市ですべて、中核市等では9割弱であるのに対し、一般市では約7割、町村では約6割にとどまる。社会福祉費は人口を測定単位として、補正係数では保育所等の運営費や児童手当、児童福祉司の経費（政令市、中核市のみ）などが算定されており、人口構成における児童数などの差が補正に影響した可能性が考えられる。

図表14-2 個別算定経費の寄与度



(資料) 同上

・保健衛生費

前年度を上回った自治体数の割合は政令市ですべて、中核市等で7割強、一般市で4割弱、町村で3.5割であった。保健衛生費は人口を測定単位として補正係数では上水道事業債や公立病院事業債の元利償還金などが算定されており、これはどちらかといえば都市部の財政需要が算定される項目である。

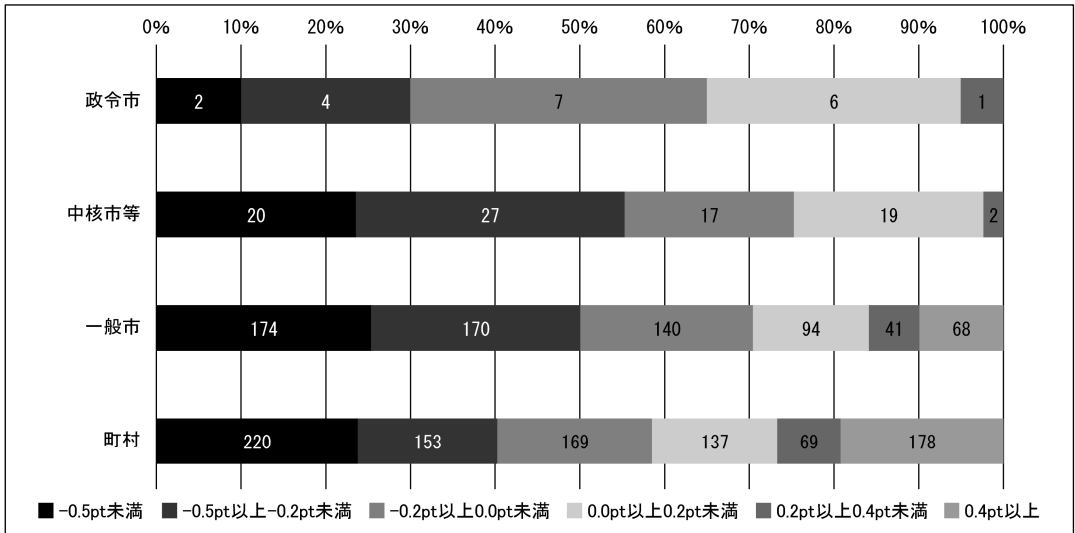
・地域振興費（人口）

前年度を上回った自治体数の割合は政令市ですべて、中核市等で9割弱、一般市で約5割、町村では3割弱にとどまる。地域振興費の補正係数としては段階補正のほか、条件不利地域の人口急減補正、急増補正、寒冷補正数値、各種起債（地域活性化事業債、一般単独事業債、公共施設等適正管理推進事業債等）の元利償還金の事業費補正などが適用される。条件不利地域の町村などの割増し補正が適用されるとともに、各種事業の起債実績の違いが動向に影響していると推察される。

◆ 公債費

公債費の寄与度は団体ごとにばらつきがあるが、いずれも約6割以上は前年度を下回るマイナスの効果となっている。一方で一般市や町村では0.4ポイント以上の

図表14-3 公債費の寄与度



(資料) 同上

団体数も1～2割あり、自治体による過去の起債状況の差が表れている。

たとえば一般市や町村では過疎対策事業債償還費の算入が増える一方で、臨財債の償還費は減少している。臨財債発行可能額は財政力に応じて逦増する計算式となっているため、相対的に発行額が少ない一般市や町村では償還費の算入のピークを超えたものと推察される。

また、全般的に算入が減少しているのは地方税減収補てん債、全国緊急防災施設等債、合併特例債など、過去一定期間にわたり発行が集中したものが多く、いずれも償還のピークを超えたとみられる。

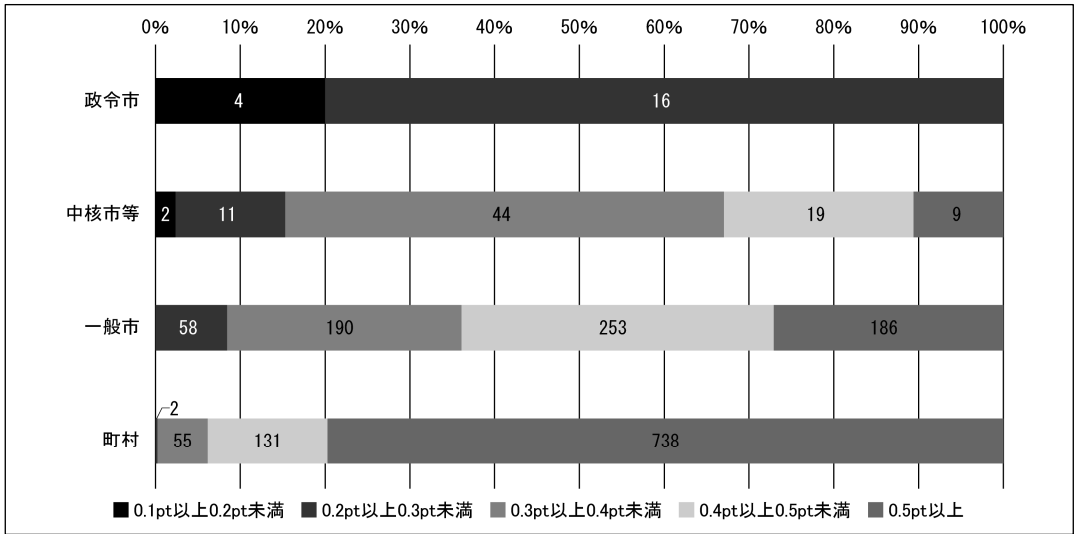
一方、全般的に算入が増加しているのが災害復旧費や国土強靱化施策債などで、自然災害の頻発や防災・減災対策の推進などが背景にある。

以上のように公債費が減少傾向にあるなかで、過疎債や災害復旧事業債などの特定の起債の発行状況が特に一般市や町村において需要額の増減に影響していると考えられる。

◆ 包括算定経費

図表14-4は包括算定経費の需要額における寄与度の団体別分布を表したものである。

図表14-4 包括算定経費の寄与度



(資料) 同上

包括算定経費（人口）では公共施設等の光熱費高騰対策で追加経費を算入し、単位費用を引き上げた結果、団体規模にかかわらず前年度を上回っている。なお、面積を測定単位とする項目では単位費用が引き下げられたが、需要額全体に占める割合は低いため、包括算定経費全体で見るとマイナスの効果が相殺された。

団体別に見ると一般市や町村で0.5pt以上の高い寄与度の割合が高く、段階補正の効果が直接表れている。

### (3) 地方創生等臨時的経費の動向

地方創生等臨時的経費は需要額に対する寄与度で見るとあまり明確な傾向がつかめないため、前年度との比較により特徴を明らかにする。

既述のように、今年度の地方創生等臨時的経費の特徴は人口減少等特別対策事業費の成果指標へのシフトと地域デジタル社会推進費におけるマイナンバーカード利活用経費の算定である。これらの算定を含め昨年度と比較して団体別の需要額にどのような傾向がみられるのか検証する。

図表15-1は地方創生等臨時的経費の4項目の算定結果を団体別に積み上げたものである。総額ではいずれの団体も前年度を上回っており、地域デジタル社会推進費の

500億円の増額が寄与している。項目別にみると以下のような特徴がある。

◆ 地域の元気創造事業費

段階補正と行革の成果および地域経済活性化による補正をかける項目で、中核市等と町村でそれぞれ約9億円の増減がみられるものの前年度との大きな変化はない。これらの変動の要因は不明であるが、補正係数では経常経費の削減率、クラウド導入率、若年者就業率、高齢者就業率といった各種指標が用いられるため、町村においてマイナスに働いた要素があったものと推察される。

◆ 人口減少等特別対策事業費

段階補正と地方創生の取組の必要度と取組の成果による補正をかける項目で、地方創生の取組の必要度から取組の成果に算定の一部をシフトさせている。算定結果をみると政令市、中核市等で減少し、一般市、町村で増加しており、シフトにともなう条件不利地域へ割増し係数をかけているためマイナスの影響は表れていない。

◆ 地域社会再生事業費

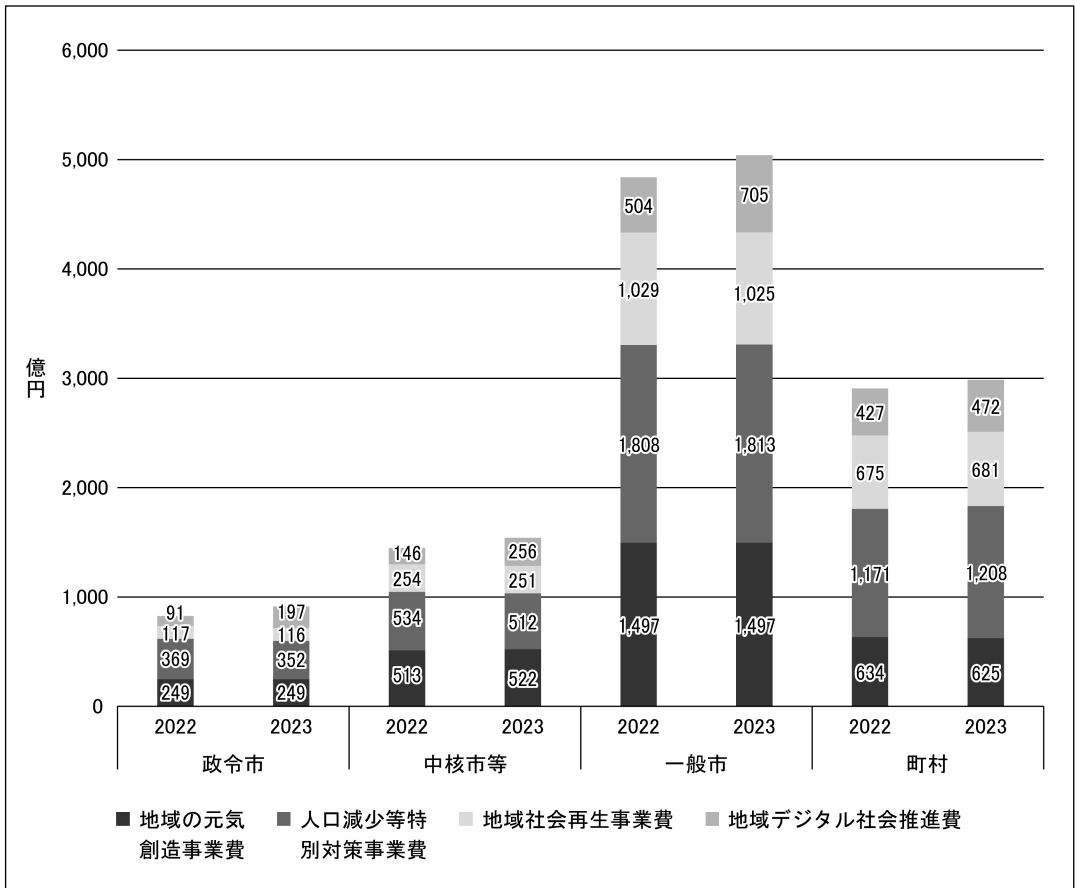
人口減少社会を踏まえた需要額算定で、段階補正および人口減少率や非人口集中地区人口比率などを補正に用いるため、基本的には条件不利地域の財政需要に焦点を当てた項目である。単位費用は同額のまま前年度と比べて町村が上回っていることから、補正により若干の配分の変化が生じたとみられる。

◆ 地域デジタル社会推進費

地域における5Gなどのデジタル化推進の経費であり、段階補正および高齢者・障がい者人口比率、一次産業事業所比率など、デジタル化の必要性を踏まえた指標を補正に用いる。新たに算定されたマイナンバーカードの利活用経費は、マイナンバーカード保有枚数率（保有枚数／総人口）にもとづき算定し、最終補正係数に加算する（最大0.5）。

算定結果ではすべての団体で前年度を上回っており、最も増加額が大きかったのが一般市で前年度から約200億円程度増加している。ついで政令市や中核市等が約110億円、町村は50億円弱となっており、全般的に需要額の底上げが図られたものの、増額分は都市部の財政需要に重点がおかれる結果となった。

図表15-1 地方創生等臨時的経費の項目別の状況



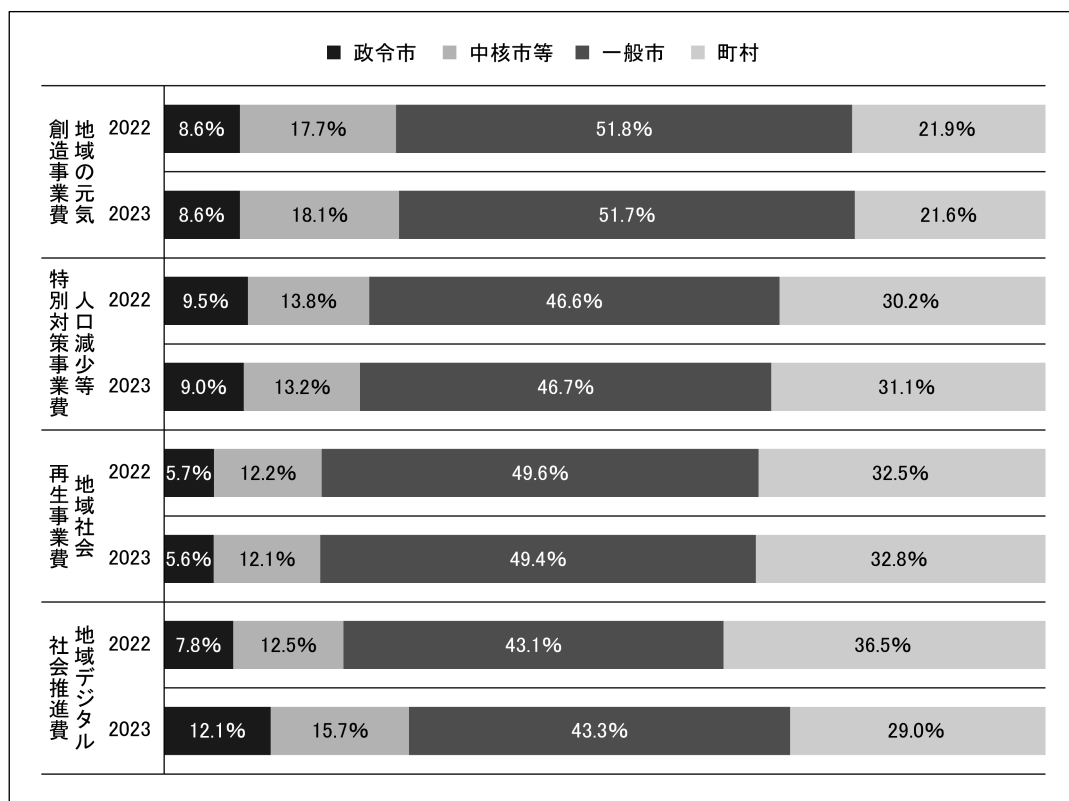
(資料) 同上

このことを明確にするため、項目ごとの需要額を団体別の構成割合としてみたのが図表15-2である。地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費はいずれも一般市、町村で全体の7～8割を占めており、前年度と比べても町村の構成比は人口減少等特別対策事業費や地域社会再生事業費で上昇している。いずれも段階補正や条件不利地域に配慮した補正が効いている。

これに対し、地域デジタル社会推進費では2022年度の構成比では一般市と町村で8割程度を占めていたが、2023年度の構成比では政令市が4.3pt、中核市等が3.2pt上昇し、これとは対照的に町村は7.5pt減少している。もちろん先ほどみたように金額では全団体で増加しており、交付税配分のマイナスの影響を受けることはない



図表15-2 項目別需要額の団体間配分割合の状況



(資料) 同上

が、マイナンバーカードの保有率が加わったことで団体間の算定結果に顕著な変化がみられたことは、今年度の算定のなかで留意すべき結果といえる。

## 結び — 過渡期の交付税算定

今年度は地財計画ベースの規模が拡大基調のもとで、交付税算定においてもプラスの要素が多く、昨年までの国調人口の置き換えが落ち着くなかで比較的大きな変化をとまわらない算定結果として評価できるだろう。

そうしたなかで今後の交付税による財源保障のあり方として、特徴や課題も見えてきた。第一に人口減少や公債費の動向が自治体間の算定結果の差に顕著に表れるようになった

ことである。道府県分の算定結果から明らかなように、地方全体でみると個別算定経費は増加傾向であるにもかかわらず、都道府県別では関東圏、東海圏、関西圏で高い伸び率を示す一方で、マイナス値をとる県も散見された。こうした自治体では測定単位が改定される教育費を中心に少子化が影響しているほか、地方創生関係経費では単位費用や測定単位が変わらずとも、地域経済の活性化や地方創生の成果による補正係数で経済活動等の低下がマイナスに働いている。

また、公債費については市町村分の算定結果でみたように6割以上の自治体で減少しており、しかも償還のピークを超えつつある臨財債や合併特例債などの発行状況の違いで、減少率に差が生じている。とりわけ一般市や町村では合併特例債、全国緊急防災事業債、臨財債の元利償還算入減と過疎債や国土強靱化施策債等の算入増が相まって自治体間の伸び率の差が生じている。

こうした変動要因が財政需要の自然な減少にとどまる範囲なのか、それを超えて極端な財源保障の格差に結び付いていくのか、今後の算定結果の動向を検証する必要がある。

第二にデジタル化社会がもたらす交付税算定への影響である。トピックの一つであるマイナンバーカード利活用特別分は総額で500億円に過ぎなかったが、既存の地域デジタル社会推進費にマイナンバーカード保有率の補正を加えただけで、需要額の団体間構成に大きな変化を与えた。無論、同算定は一時的な性格のもので経常的な経費とはいえないが、その背景となるデジタル田園都市国家構想の推進が、交付税算定の標準的行政の姿を大きく変える可能性を想起させるものである。

現在、政府は「誰一人取り残されないデジタル社会」を掲げ、自治体情報システムの標準化・共通化へ向けた取り組みを後押ししているが、都市圏、地方圏にかかわらず課題となっているのは、人口減少にともなう人手不足や経営悪化による公共交通や小売業などの生活部門からの事業者の撤退である。今後自治体に求められるのは、標準化や共通化による住民サービスの効率化もさることながら、こうした市場システムの縮小による地域の生活不安を察知するアウトリーチ支援の役割であり、これを支える財源保障であろう。その観点からして、今後「地域デジタル社会推進費」を軸とする標準的行政を描くのか、人口減少社会の財政需要を捉えようとする「地域社会再生事業費」を軸にこれを描くのか、財源保障の次のステージを見据える入り口に立たされている。

第三に一連の臨時的項目の今後の行方である。今年度の地財計画は一般行政経費の単独事業の特別枠として計上されている地方創生関連経費を改称し、地域デジタル社会推進費と包含してデジタル田園都市国家構想事業費として再設定した。一方で交付税算定では従

来の算定項目を存置し、算定結果の変動を回避するかたちとなった。今後、この特別枠を時の政権による政策の受け皿として存置し続ける場合、今後の政策の見直しに既存の交付税算定の内容がどこまで平仄を合わせられるのか、それとも政策の見直しに応じて新たな算定式を採用するのか、いずれにしても標準的行政の財政需要を算定する制度のあり方からして妥当性が問われるところである。

以上のように交付税制度は人口減少社会の財政需要の変化を背景に、次なる標準的行政へ向けた過渡期に差しかかっているといえるだろう。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長)

**キーワード**：地域の元気創造事業費／人口減少等特別対策事業費／地域デジタル社会推進費／地域社会再生事業費／再算定／マイナンバーカード利活用

#### 【参考文献】

飛田博史「2022年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2023年2月号

飛田博史「2023年度地方財政計画について」『自治総研』2023年3月号

地方財務協会「地方財政」2023年5月号および9月号

地方財務協会『地方交付税制度解説（単位費用篇）』令和4年度版および令和5年度版

地方財務協会『地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額編）』令和5年度版

総務省自治財政局「地方交付税等算定計数資料Ⅰ・Ⅱ」令和4年度および令和5年度版

閣議報告

令和5年7月28日

令和5年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和5年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区 分	令和5年度	令和4年度
総 額	17兆2,594億円	16兆9,705億円
道府県分	9兆2,089億円	9兆1,042億円
市町村分	8兆 506億円	7兆8,662億円

2 交付団体及び不交付団体数

区 分	令和5年度			令和4年度		
	交 付	不 交 付	計	交 付	不 交 付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,642	76	1,718	1,646	72	1,718
計	1,688	77	1,765	1,692	73	1,765

(資料) 総務省ホームページ  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei04\\_02000149.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei04_02000149.html)

### 3 主な算定事項

- (1) 地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を充実すること。
- (2) こども・子育て支援施策の充実、児童虐待防止の充実、保健所の体制強化、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 看護、介護、保育、幼児教育等に係る人材の処遇改善等に要する経費の財源を措置すること。
- (4) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 光熱費の高騰を踏まえ、学校、福祉施設、図書館、文化施設等の地方公共団体の施設の光熱費の財源を充実すること。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

### 4 交付決定日

令和5年7月28日（金）

[ 参 考 ]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都 道 府 県	道府県分	市町村分
北海道	636,906	822,034
青森	218,361	191,850
岩手	223,247	178,651
宮城	153,658	172,122
秋田	197,056	173,159
山形	184,895	150,184
福島	206,906	185,675
茨城	198,322	166,494
栃木	141,782	84,443
群馬	148,674	114,194
埼玉	253,405	186,849
千葉	218,715	188,184
東京	—	69,571
神奈川	136,029	118,622
新潟	255,451	274,066
富山	142,179	81,323
石川	135,825	100,772
福井	135,589	64,589
山梨	141,054	92,426
長野	209,193	255,088
岐阜	191,332	160,203
静岡	181,593	136,745
愛知	107,622	99,272
三重	159,884	128,814
滋賀	132,754	88,127
京都	186,078	170,676
大阪	320,309	336,319
兵庫	347,239	323,158
奈良	176,119	132,524
和歌山	184,898	120,985
鳥取	143,126	87,207
島根	184,670	128,167
岡山	171,009	185,765
広島	189,471	217,283
山口	178,243	128,500
徳島	154,090	91,056
香川	127,045	86,336
愛媛	177,499	144,363
高知	179,253	126,347
福岡	296,489	355,159
佐賀	152,967	91,474
長崎	229,955	181,101
熊本	222,427	232,268
大分	181,306	124,888
宮崎	189,748	124,391
鹿児島	281,022	240,575
沖縄	225,470	138,570
合 計	9,208,865	8,050,570

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県  
の数値の計と合計は一致しない。

## 令和5年度 普通交付税の決定について

### 決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	伸 率
道府県分	92,089	91,042	1.1
市町村分	80,506	78,662	2.3
合 計	172,594	169,705	1.7

### 算 定 結 果

(財源不足団体)

#### 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分	
	令和5年度	対前年度伸率	令和5年度	対前年度伸率
基準財政需要額	(222,601)	(0.7)	(246,446)	(1.2)
	217,290	2.8	241,811	2.7
基準財政収入額	125,103	4.1	161,196	3.0
交付基準額	92,187	1.1	80,615	2.2
普通交付税額	(97,400)	(△3.2)	(85,141)	(△2.1)
	92,089	1.1	80,506	2.3

- (注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 令和5年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

## 2 令和5年度 普通交付税算定のポイント

### 1 看護、介護、保育等の職員の処遇改善

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づく、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入を3%程度引き上げるための措置の地方負担について算定。

<対象> 看護職員※、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭

※ 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務

### 2 児童相談所の体制強化

児童虐待防止対策の強化を図るため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、児童相談所の児童福祉司を約530名、児童心理司を約240名、それぞれ増員するために必要な経費を算定。

	児童相談所に設置される 児童福祉司数	児童相談所に設置される 児童心理司数
全国	+約530名	+約240名
標準団体 (人口170万人)	+8名	+3名

### 3 保健所等の体制強化

次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約150名増員するために必要な経費を算定。

	保健所において感染症対応 業務に従事する保健師数	保健所の 職員数	地方衛生研究所 の職員数
全国	+約450名	+約150名	+約150名
標準団体 (人口170万人)	+6名	+2名	+2名



#### 4 地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ地方財政計画において増額された700億円を算定。

#### 5 地域社会のデジタル化の推進

地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」の増額分(500億円)について、マイナンバーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映。

#### 6 基準財政収入額の増加

道府県分、市町村分ともに、主に以下の税目等において基準財政収入額が令和4年度算定から増加。

道府県分	市町村分
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 道府県民税所得割</li> <li>▪ 法人事業税</li> <li>▪ 地方消費税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市町村民税所得割</li> <li>▪ 固定資産税</li> <li>▪ 地方消費税交付金</li> </ul>

### 令和5年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都 道 県	道 府 県 分				市 町 村 分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,199,528	562,081	637,447	636,906	1,569,516	746,775	822,742	822,034
青 森	342,721	124,206	218,516	218,361	334,600	142,599	192,001	191,850
岩 手	353,353	129,946	223,406	223,247	342,192	163,386	178,805	178,651
宮 城	403,431	249,592	153,839	153,658	529,023	356,662	172,361	172,122
秋 田	296,260	99,070	197,190	197,056	291,104	117,814	173,290	173,159
山 形	297,749	112,720	185,029	184,895	282,528	132,217	150,311	150,184
福 島	431,552	224,451	207,101	206,906	445,801	259,925	185,876	185,675
茨 城	559,515	360,941	198,574	198,322	518,153	351,426	166,727	166,494
栃 木	383,544	241,589	141,955	141,782	377,521	292,908	84,614	84,443
群 馬	386,642	237,794	148,848	148,674	404,732	290,355	114,376	114,194
埼 玉	1,039,675	785,802	253,873	253,405	1,208,957	1,021,562	187,394	186,849
千 葉	922,318	703,187	219,131	218,715	927,732	739,129	188,603	188,184
東 京	2,093,087	2,567,247	-	-	463,136	393,356	69,779	69,571
神奈川	1,085,420	948,902	136,519	136,029	1,297,884	1,178,677	119,207	118,622
新 潟	483,782	228,113	255,669	255,451	592,839	318,506	274,333	274,066
富 山	271,862	129,561	142,301	142,179	239,209	157,778	81,431	81,323
石 川	274,937	138,988	135,949	135,825	266,296	165,404	100,892	100,772
福 井	234,516	98,822	135,694	135,589	172,915	108,248	64,667	64,589
山 梨	241,465	100,302	141,163	141,054	202,904	110,386	92,517	92,426
長 野	453,091	243,694	209,397	209,193	541,150	285,818	255,331	255,088
岐 阜	422,450	230,927	191,523	191,332	444,077	283,673	160,403	160,203
静 岡	598,714	416,851	181,863	181,593	674,930	537,881	137,049	136,745
愛 知	1,111,522	1,003,399	108,123	107,622	1,097,510	997,743	99,767	99,272
三 重	382,934	222,877	160,057	159,884	335,348	206,382	128,965	128,814
滋 賀	302,723	169,832	132,891	132,754	297,232	208,971	88,261	88,127
京 都	453,722	267,439	186,282	186,078	582,210	411,272	170,938	170,676
大 阪	1,353,434	1,032,515	320,919	320,309	1,831,499	1,494,354	337,145	336,319
兵 庫	937,796	590,134	347,662	347,239	1,152,899	829,221	323,678	323,158
奈 良	304,521	128,264	176,257	176,119	293,584	160,928	132,656	132,524
和歌山	279,063	94,039	185,024	184,898	241,288	120,194	121,094	120,985
鳥 取	200,499	57,283	143,217	143,126	154,356	67,079	87,277	87,207
島 根	255,082	70,297	184,785	184,670	215,586	87,322	128,264	128,167
岡 山	370,843	199,667	171,177	171,009	479,586	293,605	185,981	185,765
広 島	492,010	302,317	189,693	189,471	664,009	446,427	217,582	217,283
山 口	332,894	154,501	178,393	178,243	314,775	186,133	128,642	128,500
徳 島	233,122	78,927	154,195	154,090	189,182	98,040	91,141	91,056
香 川	237,398	110,246	127,152	127,045	218,316	131,882	86,434	86,336
愛 媛	322,563	144,919	177,644	177,499	325,221	180,711	144,510	144,363
高 知	249,007	69,641	179,366	179,253	212,756	86,313	126,443	126,347
福 岡	832,470	535,605	296,865	296,489	1,135,642	779,971	355,671	355,159
佐 賀	241,433	88,357	153,076	152,967	193,404	101,842	91,561	91,474
長 崎	355,036	124,922	230,115	229,955	337,836	156,582	181,254	181,101
熊 本	390,406	167,803	222,603	222,427	473,139	240,657	232,482	232,268
大 分	300,623	119,182	181,442	181,306	276,216	151,203	125,012	124,888
宮 崎	300,845	110,961	189,884	189,748	261,819	137,310	124,509	124,391
鹿児島	439,292	158,071	281,220	281,022	442,482	201,707	240,775	240,575
沖 縄	367,187	141,552	225,635	225,470	328,004	189,286	138,718	138,570
合 計	23,822,039	15,077,537	9,218,662	9,208,865	24,181,097	16,119,624	8,061,473	8,050,570

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

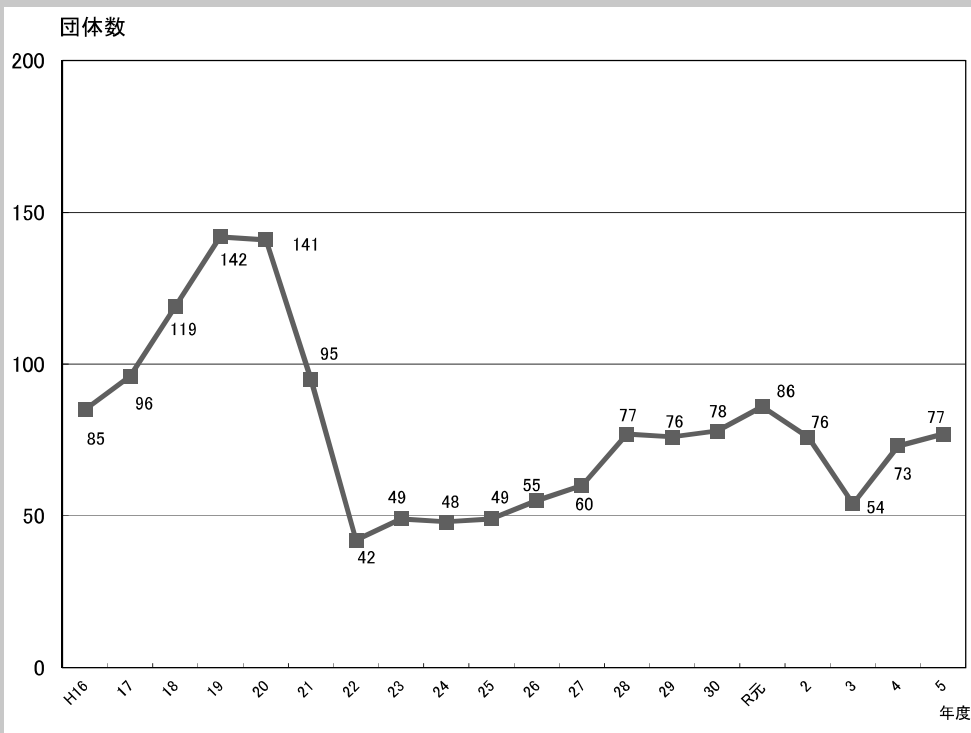
2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

## 令和5年度 不交付団体の状況

### 不交付団体数

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	76	72	53
合 計	77	73	54

### 不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

## 令和5年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不 交 付 団 体 名					
北海道	泊村					
青森県	六ヶ所村					
宮城県	大和町					
福島県	<u>西郷村</u>	広野町	大熊町	新地町		
茨城県	つくば市	神栖市	東海村			
埼玉県	戸田市	和光市	八潮市	三芳町		
千葉県	市川市	成田市	市原市	浦安市	袖ヶ浦市	印西市
	芝山町					
東京都	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市
	国分寺市	国立市	多摩市	瑞穂町		
神奈川県	川崎市	鎌倉市	藤沢市	厚木市	海老名市	寒川町
	箱根町					
新潟県	聖籠町	刈羽村				
福井県	美浜町	高浜町	<u>おおい町</u>			
山梨県	昭和町	<u>忍野村</u>	<u>山中湖村</u>			
長野県	軽井沢町					
静岡県	富士市	御殿場市	<u>湖西市</u>	長泉町		
	岡崎市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	小牧市
愛知県	東海市	大府市	高浜市	日進市	<u>田原市</u>	みよし市
	長久手市	豊山町	大口町	飛島村	<u>武豊町</u>	幸田町
三重県	四日市市	川越町				
京都府	久御山町					
大阪府	田尻町					
兵庫県	芦屋市					
福岡県	荻田町					
佐賀県	玄海町					

市町村合計 76団体（令和4年度72団体）

3 合計 77団体

(注)1 下線は令和5年度に交付団体から不交付団体になった団体である。

2 令和5年度に不交付団体から交付団体になった団体は千葉県君津市、東京都昭島市、滋賀県竜王町である。

## 令和5年度 臨時財政対策債発行可能額について

### 1 臨時財政対策債発行可能額の算定

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	伸 率
道 府 県	5, 3 1 1	9, 5 4 3	△44. 3
市 町 村	4, 6 3 5	8, 2 6 1	△43. 9
合 計	9, 9 4 6	17, 8 0 5	△44. 1

(注) 表示単位未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

### 2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、令和5年度から令和7年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から令和4年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

### 3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。

(財政力に応じて逦増)

令和5年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	11,753	34,524
青森	2,253	4,067
岩手	2,392	3,410
宮城	10,479	12,205
秋田	1,794	2,883
山形	2,055	2,973
福島	7,194	7,069
茨城	15,815	6,338
栃木	10,483	3,411
群馬	10,157	7,255
埼玉	53,378	18,957
千葉	46,073	17,525
東京	-	4,841
神奈川	58,901	30,774
新潟	5,409	16,204
富山	3,007	3,817
石川	3,944	3,861
福井	1,670	2,720
山梨	1,624	2,388
長野	6,701	6,687
岐阜	7,727	5,670
静岡	23,131	21,916
愛知	54,621	10,174
三重	9,096	3,354
滋賀	5,361	4,022
京都	9,561	18,098
大阪	66,684	45,205
兵庫	25,674	33,160
奈良	2,240	4,192
和歌山	1,760	3,309
鳥取	1,108	1,723
島根	1,299	2,076
岡山	5,950	13,364
広島	11,821	21,525
山口	2,814	3,667
徳島	1,405	1,665
香川	2,687	3,734
愛媛	2,330	4,526
高知	1,323	2,476
福岡	23,642	33,994
佐賀	1,517	2,271
長崎	2,280	4,579
熊本	2,753	11,182
大分	2,085	3,432
宮崎	1,963	3,298
鹿児島	2,790	5,319
沖縄	2,412	3,645
合計	531,115	463,482

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

# 令和5年度 普通交付税の再算定結果について

## 決 定 額

(単位:億円)

区 分	再算定による 変更決定額 A	当初決定額 B	増加額 A-B
道府県分	95,027	92,089	2,938
市町村分	83,004	80,506	2,498
合 計	178,030	172,594	5,436

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない箇所がある。

## 再算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円)

区 分	道 府 県 分			市 町 村 分		
	再算定 A	当初算定 B	増加額 A-B	再算定 C	当初算定 D	増加額 C-D
基準財政需要額	220,130	217,290	2,840	244,200	241,811	2,389
基準財政収入額	125,103	125,103	0	161,196	161,196	0
交付基準額	95,027	92,187	2,840	83,004	80,615	2,389
普通交付税額	95,027	92,089	2,938	83,004	80,506	2,498

(注) 1 本表は、再算定後の財源不足団体について作成している。  
2 当初算定における交付基準額と普通交付税額との差は調整額である。

(資料) 総務省ホームページ  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei04\\_02000155.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei04_02000155.html)

## 2 再算定の内容

### 1 「臨時経済対策費」の創設

地方団体が、経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」を創設。

#### <算定方法>

- ・ 人口を基本とした上で、地域活性化、こども・子育て支援等に関する客観的な指標を用いて算定。

(算定に用いた指標)

- ・ 一人当たり各産業売上高
- ・ 一人当たり事業所数
- ・ 高齢者及び障害者人口割合
- ・ 人口増減率
- ・ 年少者人口比率

### 2 「臨時財政対策債償還基金費」の創設

地方団体が臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時財政対策債償還基金費」を創設。

#### <算定方法>

- ・ 各地方団体の令和6年度及び令和7年度の普通交付税算定で見込まれる臨時財政対策債償還額のうち3,000億円程度を算定。